いじめの重大事態に係る調査報告書

【公表版】

令和8年5月11日

川崎市いじめ問題専門・調査委員会

目　　次

第１章　はじめに・・・

第９章　提言・・・

第１章　はじめに

川崎市立[redacted]中学校（以下「当該校」という。）の男子生徒（以下「Ａ」という。）が、平成３１年４月２５日に自宅にて自死したことにより、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に規定された重大事態に該当するものとして対応することとなった。

川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）は、令和２年２月１４日、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「本委員会」という。）に対して調査を諮問し、これを受けた本委員会は調査を実施した。

本調査報告書は、その調査結果を取りまとめたものである。

第２章　本委員会の調査について

第１　本委員会の設置の経緯

平成３１年４月２５日、当該校は、市教委に対して、自死事案発生の報告を行った。それ以降、当該校と市教委は自死事案の基本調査、背景調査を行い、調査結果を遺族へ口頭で報告した（５月１７日）。報告を受けた遺族は、自死の原因がいじめであると主張し、さらに調査を依頼した。

令和元年１１月８日、市教委は、市長へ重大事態発生の報告を行った。

その後、市教委は、学校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断したため、重大事態の調査主体を市教委とすることを決定し、令和２年２月１４日、附属機関である本委員会に次の事項について諮問した。

> 諮問事項
> 市立中学校において発生したいじめの重大事態について、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、次の事項を調査し、事実関係を明確にすること。
> (1) いじめの事実について
> (2) 当該生徒が自死に至る経過及び心理の検証について
> (3) 学校及び教育委員会の対応の検証について
> (4) 学校及び教育委員会が執るべき措置について
>
> 以上

本委員会は、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成２６年川崎市条例第４７号）第１０条及び川崎市いじめ問題専門・調査委員会運営要

綱第４条の規定に基づき、公平な立場から、いじめの事実についての調査や当該校及び市教委の対応の検証等を行い、同種の事態の発生の防止に向けた提言等を行うこととした。

第２　本委員会の活動状況

年月日	会合他	内容
令和２年２月 14 日	第１回会議	・事案の概要と調査方針について協議
３月３日	書面調査 （第２回）	・当該学年全生徒への生徒アンケート調査を実施
３月４日	聞き取り調査 （第３回）	・Ａ両親、Ａ叔母から聞き取り
３月 17 日	聞き取り調査 （第４回）	・校長、学年主任から聞き取り
５月 14 日	聞き取り調査 （第５回）	・担任、養護教諭、部活動顧問から聞き取り
５月 28 日	聞き取り調査 （第６回）	・担任から聞き取り
６月１日	第７回会議	・「Ａ保護者の要望書」の内容確認 ・調査審議
６月 26 日	第８回会議	・聞き取り調査結果、書面調査結果及び調査報告書作成について協議
６月 30 日	第９回会議	・聞き取り調査結果、書面調査結果及び調査報告書作成について協議
７月８日	第 10 回会議	・聞き取りに応じてくれる生徒の確認
７月 10 日	第 11 回会議	・調査準備 ・聞き取りに応じると返答した生徒に協力依頼を送付
７月 14 日	第 12 回会議	・本事案に関係する生徒（以下「関係生徒」という。）３名（Ｂ、Ｃ、Ｄ）に、聞き取り協力依頼を送付
８月３日	第 13 回会議	・聞き取りに応じた生徒からの聞き取り
８月４日	第 14 回会議	・聞き取りに応じた生徒からの聞き取り
８月 28 日	第 15 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議

10 月 2 日	第 16 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
10 月 20 日	第 17 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
11 月 9 日	第 18 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
11 月 27 日	第 19 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
12 月 11 日	第 20 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
12 月 23 日	第 21 回会議	・区・教育担当課長からの聞き取り
令和３年１月７日	第 22 回会議	・「卒業生保護者からの要望書」の内容確認 ・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
２月 10 日	第 23 回会議	・「卒業生保護者からの要望書」の内容確認 ・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
３月 11 日	第 24 回会議	・「卒業生保護者からの要望書」の内容確認 ・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
４月 16 日	第 25 回会議	・「Ａ保護者の要望書」の内容確認 ・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
５月 12 日	第 26 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
６月 29 日	第 27 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
７月 21 日	第 28 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
９月 27 日	第 29 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
10 月 12 日	第 30 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
10 月 27 日	第 31 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
11 月 9 日	第 32 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
11 月 26 日	第 33 回会議	・調査報告書の中間の報告

12 月 14 日	第 34 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
令和４年１月 25 日	第 35 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
３月８日	第 36 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
４月 28 日	第 37 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
６月 24 日	第 38 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
７月 21 日	第 39 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
８月５日	第 40 回会議	・調査報告書の中間の報告
９月 15 日	第 41 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
10 月 21 日	第 42 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
10 月 24 日	第 43 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答
11 月 18 日	第 44 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討。再聞き取り調査の日程調整
12 月 23 日	第 45 回会議	・元校長からの聞き取り
令和５年２月 18 日	第 46 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討。再聞き取り調査の日程調整
３月 15 日	第 47 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
４月 27 日	第 48 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討。Ａ保護者への報告日の日程調整
５月 30 日	第 49 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
６月８日	第 50 回会議	・Ａ保護者との面談
７月 13 日	第 51 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議

８月 28 日	第 52 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
９月 13 日	第 53 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討
10 月 12 日	第 54 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議。
11 月９日	第 55 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議
12 月 22 日	第 56 回会議	・Ａ保護者との面談
令和６年２月 14 日	第 57 回会議	・調査結果及び調査報告書作成について協議。資料の調査審議
６月 28 日	第 58 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議
７月 30 日	第 59 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議
８月 23 日	第 60 回会議	・Ａ保護者との面談
10 月 24 日	第 61 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議
11 月 14 日	第 62 回会議	・Ａ保護者との面談
12 月 25 日	第 63 回会議	・Ａ保護者持参文書への回答についての検討及び調査報告書作成について協議
令和７年１月 10 日	第 64 回会議	・Ａ保護者との面談
３月 14 日	第 65 回会議	・Ａ保護者への回答についての検討及び調査報告書（公表版）作成について協議
４月 18 日	第 66 回会議	・Ａ保護者への回答についての検討及び調査報告書（公表版）作成について協議
５月 29 日	第 67 回会議	・Ａ保護者への回答についての検討及び調査報告書（公表版）作成について協議
令和８年５月 11 日	第 68 回会議	・調査審議終了

※令和７年６月から令和８年４月の間、Ａ保護者と調査報告書（公表版）について調整

第３　本委員会の調査方針

１　調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、自死に至る要因や背景を検証し、同種の事態の発生を防止するべく再発防止策を検討した。

２　調査の内容

⑴　調査対象

・Ａ保護者
・教職員（管理職、担任教諭、学年主任、養護教諭、部活動顧問）
・関係生徒等（Ａ姉から聞き取りをしてほしい対象として名前があがった生徒、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ）
・その他、本委員会が必要と認める者

⑵　調査の方法

ア　資料の確認・分析

当該校や市教委が行った調査結果の分析を行う。もっとも、分析に際しては、同調査結果の合理性を書面上判断するのではなく、本委員会が直接行った聞き取り内容を重視する。

イ　聞き取り

聞き取りは、公平性・中立性に疑念を抱かれることのないよう、原則として本委員会の委員が直接行うこととする。

３　Ａ保護者への説明、協力依頼等

本委員会が行う調査の方針や計画を、Ａ保護者へ事前に説明し、調査等への協力依頼を行う。また、必要に応じて、調査の状況等の経過報告を行う。

４　情報等の取り扱い

当該校や市教委から提供を受けた情報や資料については、調査においてかかわる全生徒の人権に配慮し、特に個人情報保護に十分に配慮して取り扱う。

また、生徒等に広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に生徒及び保護者の理解と協力を得て、調査を実施する。

第３章　前提として整理した事実

第１　当該校に関する事項

１　当該校の概要について

[redacted]

当該校によれば、生徒指導に関しては、校長、教頭、各学年主任、生徒指導担当、養護教諭で構成した生徒指導部を設置し、毎週開催されている主任会に参加して生徒情報を共有し、きめ細やかな指導、教育相談を行う体制を整えているとのことである。生徒に一番身近な立場で関わる担任への助言は、学年主任や生徒指導担当が行っている。

教員数は、校長以下[redacted]（非常勤職員、事務職などを除く。）である。

２　当該校の生徒の状況

[redacted]

そのため、当該校によれば、地域行事に積極的に参加する生徒、素直で他者を思いやる優しい気持ちの生徒が多く、学習活動にも落ち着きが見られ、教員と生徒も相談しあうことができる良好な関係が築かれているとのことである。

第２　Ａに関する事項

１　家族構成

[redacted]

２　出席状況（平成２９年度、３０年度、３１年度）

１年時　欠席０　出席停止１（インフルエンザ）遅刻６（他、病気）
２年時　欠席３（かぜ・家事都合）遅刻１７（かぜ）早退１（通院）
３年時　欠席１（かぜ）

３　Ａの自死事案が発生するまで

年月日	主な概要
平成 31 年 ３月 11 日	・Ａがリストカットを行ったとＡ母から担任に連絡が入る。
３月 12 日	・Ａは、担任との年度末の教育相談で、自傷行為をしてしまう理由について、「ピアノ。発表があって、もうピアノはいいと思っている」「勉強。なかなか勉強ができない。高校に行けないのなら自分がいない方がいいと思う」「友達。仲の良い友人がいない。仲の良い友人をつくりたい」という相談をしている。
３月 18 日	・Ａは心療内科に通い、カウンセリングを受けた。
春休み中	・Ａ母から担任に「クラス分けの配慮をしてほしい」との要望があり、学校は要望どおりのクラス分けを行った。
４月 15 日	・Ａ母と担任が面談し、カウンセリングの結果を聞いた。
４月 17 日	・Ａ母とスクールカウンセラーが面談
４月 18 日	・Ａ父がＡにカウンセリングの結果を伝える。
４月 19 日	・未明、Ａは自身でタオルを使って首を絞め、自死未遂。 ・Ａは登校。担任が首のあざに気が付き声をかける。Ａ母から担任へメールで連絡が入る。
４月 20 日	・担任がＡ母に連絡を入れ、Ａの様子を聞く。
４月 24 日	・Ａは、Ａ父と一緒に食事をとり、ゴールデンウィークには一緒に買い物に行くことを約束
４月 25 日 午前１時頃	・ＡはＡ母に、「明日から体育祭の練習があるので学校に行きたくない」と話し、Ａ母は、「行かなくてもいいよ」とＡの部屋でやりとりをした。
４月 25 日 午前６時 48 分	・Ａ母から担任の携帯電話にＡが「自分の首を絞めた」との一報が入る。 ・Ａ自宅に担任が到着した時には、救急隊員が心肺蘇生中。その後、医療機関へ搬送 ・担任も医療機関へ向かい、校長と合流 ・医療機関にて、医師により死亡が確認される。

第４章　本委員会による調査結果

第１　調査内容

本委員会は、学校や市教委が行った調査内容の精査をした上で、以下の

とおり、本事案の関係者への聞き取りを行った。

具体的には、Ａの同級生である全生徒に匿名で生徒アンケート調査（①みなさんが２年生の時に、Ａさんに関して、気になるような言葉のやりとりを、見たり聞いたりしたことがありましたか？あるならば、それはいつ、どこでですか？②Ａさんに関して、友達関係で気になるようなことを、見たり聞いたりしたことがありましたか？③３年生になってから、Ａさんに関して、気になるようなことがありましたか？）④何かありましたら自由にお書きください。⑤今後、私たち調査員に何か話をしてもよいという方がいましたら、ご自身のお名前を書いてください。）を実施し、任意の生徒、Ａ保護者、当該校関係者、市教委から直接聞き取りを行った。

なお、本委員会から本事案に関係する生徒（以下のＢ、Ｃ、Ｄ）に対し、聞き取りへの協力を２回求めたが、いずれも断られたため、関係生徒から直接聞き取りをすることはできなかった。そのため、重大事態諮問前に市教委が聞き取りをしたものを参考とした。

第２　得られた調査結果

１　学校が実施した教育相談アンケートにＡが記入した内容とＡの日記（Ａ保護者が本調査委員会に提供したもの）

Ａ本人が記載したＡの悩みが分かる資料は、重大事態発生直前の平成 31 年４月に実施された教育相談アンケートとＡの日記のみである。

Ａがアンケートに記載した回答は、以下のとおりである。

⑴　学校生活の楽しさ

１～４段階のうち、「３　あまり楽しくない」に丸がついている。

理由の欄には、「つまらないから」との記載がある。

⑵　学校生活の悩み

①　勉強の仕方がわからない：「４　あてはまらない」

②　勉強以外のことに興味をひかれて、勉強に身が入らない：「１　あてはまる」

③　自分に適した進路がわからない：「１　あてはまる」

④　進学したいが成績が悪いので不安だ：「１　あてはまる」

⑤　部活動のことについて悩んでいる：「４　あてはまらない」

⑥　心から信頼できる友人がいない：「１　あてはまる」

⑦　クラスや班のことで悩んでいる：「２　ややあてはまる」

⑧　異性に心ひかれて悩んでいる：「４　あてはまらない」

⑨　体格や身体の状況について、他の人にひけめを感じる：「１　あてはまる」

⑩　何事につけ、他の人より劣っているように思えてならない：
「２　ややあてはまる」
⑪　疲れやすく気力がわかない：「１　あてはまる」
⑫　食欲がない：「４　あてはまらない」
⑬　イライラしやすい：「１　あてはまる」
⑭　人から脅かされたり、いじめられたりすることがよくある：
「４　あてはまらない」
⑮　自分の気持ちを理解してくれる先生がいない：
「３　あまりあてはまらない」
⑯　家の中に自分の気持ちを理解してくれる人がいない：
「３　あまりあてはまらない」
⑰　家に帰ってもおもしろくないことがある：「２　ややあてはまる」
⑱　友達との人間関係で悩んでいる：「１　あてはまる」

⑶　日記の記載

Ａは、亡くなる１０日前の日記に、「友達？が仲直りしたらしい。でもまた調子乗り始めると思うからやめてほしい。なんであいつばっかり友達とか色々恵まれてんのかな。ま、自分の性格じゃ何も言えね。うぜえ。」と記載している。

２　本委員会が実施した生徒へのアンケート及び任意の生徒からの聞き取り

Ａと関係生徒（Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ）との関係、Ａの友人関係、学年主任について触れられた回答を整理した。

⑴　ＡとＢとの関係

・ある生徒は、Ａから、「Ｂはみんなに嫌われているのに、自分にだけ強い口調で言ってくる」と聞いた。
・ある生徒は、Ａから、「Ｂに陰キャと言われ、いじられた」と聞いた。
・[redacted]
・[redacted]
・ある生徒は、Ａと最後に遊んだときに、Ａから直接、「Ｂに陰キャと言われ、いじられリスカをした」と聞いた。
・生徒アンケートには、「Ｂが聞こえるように自分の悪口を言ってくるとＡから聞きました。」、「ＡからＢが原因でリストカットをしたと聞いた」、「Ｂが毎回からかってきて、本当にウザイって言っていた」、「Ｂと仲があまりよくなく、裏で言われたり、直接ひどいことを言

われていたりしたとＡから聞いた」、「中２のときノリで急にたたかれることがあった、音楽の趣味をバカにされていた」という記載がある。

⑵　ＡとＣとの関係

・ある生徒は、Ａから、「Ｃに都合のいいように使われている。（具体的には分からないが、Ｃに友達がいなくなったらＡのところに行ったり、友達ができたらＡを一人にしたりしていたようである。）」と聞いた。

・[redacted]

・ある生徒は、ＡがＣに関して、「Ｃは自分のことを都合のいい時だけ使ってくる（教室を移動する時に、女子は友達と移動することが多かった。Ｃが一時期グループから仲間外れにされていた時に、ＣはＡと移動していた。）。ウザイ。死んじゃえばいいのに」と言っているのを聞いた。「都合よく使う」というのは、Ａの誤解ではないかと思っていた（他の人も、友達が休んだりしたときは、別の友達と教室移動をしていた。）。[redacted]ＡからＣに対してよく話しかけており、楽しそうにしていた。ＡがＣのことを誤解していた（ＣはＡのことを嫌っていない）と思う。

・ある生徒は、ＡとＣは小学校からすごい仲が良かったが、（中学生になり、）Ｃは、男の子と仲良くしていることで周囲から「変わっている」と思われたり、からかわれるのが嫌で、表ではＡと仲良くしているのに、裏で友達に「Ａのこと嫌だ」と言っていたのではないかと思っていた。

・生徒アンケートには、「Ａから『Ｃにひどく言われた、された』というのを聞いた」という記載がある。

⑶　ＡとＤとの関係

・[redacted]

・ある生徒は、Ｄがほとんどのクラスメイトに対して悪口を言っていたことから、先生もＤはそういう性格だからしょうがないと捉えていて、いじめとして取り扱う雰囲気はなかったと感じた。

・ある生徒は、Ｄはいろんな人に「キモイ」「調子に乗んな」「死ねよ」と言っており、自分もＤから悪口を言われたと話した。

・生徒アンケートに、「Ｄから何もしてないのにすぐ死ねっていわれると聞きました」、「Ｄが大声で悪口、嫌味を言い、周りの人と大声で笑っていた」、「Ｄや他の女子がＡをからかっていた」という記載がある。

⑷　ＡとＥとの関係

・ある生徒は、Ａから、ＥがＡに対し「死ねよ」と言ったこと、Ｅから悪口を言われすぎて疲れたので、Ｅと話をしたくないと聞いた。

・ある生徒は、Ａから、「ＥのＬＩＮＥでの言い方がすごいウザイ。」と言っていたと聞いた。

・ある生徒は、ＥがＡに対し、ＬＩＮＥで「死ね」、「キモイ」、「消えろ」と言っていたと聞いた。

⑸　その他

・ある生徒は、Ａが「本当に自分の顔キモイ、無理」みたいにふざけた調子で叫んでいたり、鼻が高くなりたい、二重になりたい等と言っているのを何回か聞いたことがある。Ａは、話しているときはずっとニコニコしていて目が笑っているが、顔がコンプレックスだからといって、２年生頃から、マスクを必ずつけていた。絵がすごい上手で才能があったが、自分の顔を描いて、自分が黒ペンで消しているみたいな絵を描いていた。

・ある生徒は、Ａは、仲の良い友達といるときも、自分から相談はしないし、リストカットのことも隠していたと話した。Ａから、姉といとこによく相談していると聞いた。

・ある生徒は、Ａは優しくて、男子にはあまり友達がいないけど、女子と遊んでいる時が一番楽しそうだったと話した。

生徒アンケートには、以下の記載がある。

・「下校のとき先輩から「また女といるのか」みたいなことを言われていた」

・「（Ａが）陰キャってクラスでからかわれていたりして嫌だったって言っていた。女子もウザイって言っていた」

・「Ａのことをからかう男子がいた」

・「気になる程ではなかったけど、たまに女子とけんかというか軽い言い合い？上手に伝えられないけど仲が悪いときはあった」

・「体育のとき手首にサポーターのようなものをつけていて、それに対して（他の生徒が）「何あいつキモ」というのを聞いた」

・「２年生から友達関係で悩んでいた」

・「Ａから、あいつがウザイとずっと言っているのを聞きました。友達が

信じられないと言っていました」

・「２年生のとき、Ａと仲が良かった女の友達と仲が良くなくなっていたことを目にしました」

・「よく女の友達とケンカして、はぶかれたなどと話していた。」

・「３年生になってすぐ、Ａに他の男子と仲良くしたいけどその中に入りづらいんだよねと相談された」

⑹　学年主任について

・学年主任が下駄箱に立っており、遅刻した生徒に対し、「何やってんだ」、「休むか早く来るかどっちかにしろ」と強い口調で言っているところを見た。Ａだけでなく、遅刻してきた他の生徒に対しても注意をしていた。学年主任は、生徒に強い口調でしか注意することのできない先生だと思っていた。

・学年主任は厳しくて、言われたことをやっていない子がいると、みんなの前で怒ったりしていた。学年主任は、Ａの精神状態を知っていたはずなのに、授業中に、「クソガキ」「遅刻するくらいなら来るな」と注意していた。学年主任は、他の生徒にも注意をしていたが、授業に連続で遅刻する人は多くなかったため、Ａが怒られることが多かった。

・１年生のときではあるが、給食をもらいに行く際に、Ａがマスクをつけておらず、帽子から前髪が出ていたことで、学年主任から注意された。翌日も、Ａがマスクをつけ忘れて、帽子から前髪が出ていた状態で、給食をもらいに行ったら、学年主任からすごい怒られて、３回くらい頭を叩いているところを目撃した。美術の先生がＡを追いかけてきて、「かばってあげれなくてごめんね。」と言っていた。学年主任の暴力はそんなに見たことはないが、生徒みんなから怖がられていた。

・生徒アンケートには、「学年主任がクラス全員の前で、遅刻を理由に暴言をはいていた。Ａは学校に来なきゃよかったと言っていた」という記載がある。

３　参考資料：関係生徒の話（重大事態諮問前に市教委が聞き取ったもの）

⑴　Ｂからの聞き取り

・Ａと遊んだことはなかった。ＬＩＮＥのやり取りもしていなかった。

・Ｂは、Ａに対して、「言ってはいけないことを言ったとは思うけど、Ａも言ってきた。Ｂも言われるのが嫌だったから言い返したことがある」。言い合いという感じだった。

・Ａはけっこう遅刻してくることが多くて、「なんで遅刻したの」と聞いたら、Ａに「お前には関係ないだろ」と言われた。「えっ」と言っ

たら、中指を立てられた。
・ふざけあったり、追いかけっこしたりしたことがあった。
・Ａから、「死ね」とか言われたこともあったが、ふざけて言っていると分かっていた。これ以外にＡからされて嫌だったことはない。
・Ｂは、Ｂの担任に対し、「Ａに対してちょっかいを出したり、からかったりしたことがあった」と発言した。
・Ａは女子と仲が良くて、それでからかわれていたのかなとは思う。しかし、からかわれている現場は見たことがない。

⑵　Ｃからの聞き取り
・２年生の時にけんかしたときは、体育祭（５月）くらいの頃、仲直りした。その後も遊んでいる。
・Ａは女子と仲良くしていて、よく３人で一緒に話をしていた。一緒に遊んでピアノの練習をした。
・ピアノの発表会のリハーサルの時も、３人で一緒に行く約束をしていたが、Ａが行けなくなった。
・Ａから「今日ピアノ行ける？」と誘われることもあった。
・Ａは昔から女子と遊んで男子とは遊ばないタイプ。
・Ａから、父親との関係に悩んでいると聞いた。
・ＡとＣは幼なじみで、小学校１年生のときから朝も一緒に学校に行っていた。中学校に入ってからは、Ａが朝起きるのが遅いため、遅刻しないように別々に登校するようになった。

⑶　Ｄからの聞き取り
・ＡとＤは１、２回遊んだことがある。
・Ｄは、教室の机と机の間を通る際、Ａに対して、「邪魔だからどいて」と言ったことがある。Ａは、「あ、ごめん」と言っていた。
・Ａから嫌なことをされたり言われたりしたことはない。
・Ｄのグループにいた女子がグループを抜けたとき、Ａのところに行っていた。その後、その子に新しい友達ができて、Ａのところを離れたというのは見ていて感じた。
・ＡとＤはＬＩＮＥの繋がりもなかった。
・Ａは遅刻が多く、先生に注意されていた。何回も遅刻を繰り返していたので、受験に響くぞ、親に電話するぞ、というような注意を受けていた。Ａ以外にも複数の生徒が遅刻の注意を受けていた。
・Ａは、女子と一緒にいて落ち着くようなタイプ。

４　担任からの聞き取り

⑴　ＡとＢとの関係

・２年生の３月頃、Ａから、「Ｂが授業中うるさくて嫌」と聞いた。

・Ｂは、比較的多動でちょろちょろする傾向があり、特別な問題を起こすことはないが、周りからやめるように注意されるタイプ。みんなと一緒に騒いでいるタイプである。

・ＢがＡに対してちょっかいを出しているところを目撃したことはない。Ｂがちょっかいを出す相手は、クラスの男子１０名中３名くらいいた。

・Ｂは、１年生のときにすごく多動だった。２年生では比較的いろんなことに対して前向きに取り組みよい方向に変わってきていたと感じていた。３年生でも自分のクラスになる予定だったのだが、Ａとクラスを分けるために、別のクラスになった。

・３年生の４月、初日にアンケートを取った。Ａは、アンケートには「いじめがない」というところに丸を付けていたのに対し、「友人関係については悩んでいる」というところに丸を付けていたので、教育相談で話を聞いた。Ａは、Ｂについて、「Ｂからちょっかい（ぽんっと叩いて、すぐ逃げる等）を出される。Ｂを追いかけても捕まえられなくて、本当に殴ってやりたい気持ちだった。」と話した。担任が「Ｂに指導をするよ」と言ったところ、Ａは、「先生いいよ、いいよ、もうクラスも変わったし、今はないから。」と答えた。担任は、「Ｂからそういうちょっかいを出されたら、すぐに言いなさい」と話をするとともに、担任自身も観察してみていくことにした。

・Ａの名前を出さずに、Ｂのことを１対１で一度注意した。また、Ａの他にも嫌な思いをしている生徒がいるかもしれないので、クラス全体に対しても一度注意をした。

・Ａが亡くなった後に生徒から聞き取りをした際、生徒２名から、ＡがＢから、背中を叩かれて逃げるというちょっかいを出されているところを見たという情報を聞いた。

⑵　ＡとＣとの関係

・ＡとＣは、１年生の頃から一緒に登校する仲だと認識していた。合唱コンクールでは、ＡとＣが協力して取り組んでいる姿勢が見られた。教室ではよく話をしていた。

・Ｃは２年生のときに女子５人のグループにいたが仲間割れし、Ｃはグループから外れ、Ａの方へ行った。３年生になってからは、Ｃがまた女子とくっつくようになって、Ａから離れた。

・ＡからＣの話を聞いたことは一度もない。
・ＣのＡに対するちょっかいやからかい、Ａが嫌がる行為などは見たことがない。そのため、ＣからＡへのいじめの事実があったとＡ両親が考えていることについて、ＣやＣの保護者には伝えていないし、Ｃへ指導もしていない。

⑶　その他友人関係

・ＡからＤ、Ｅの話を聞いたことは一度もない。
・ＡとＤはただのクラスメイトという関係で、特に仲がいいという認識はなかった。
・ＤのＡに対するちょっかいやからかい、Ａが嫌がる行為などは見たことがない。そのため、ＤからＡへのいじめの事実があったとＡ両親が考えていることについて、ＤやＤの保護者には伝えていないし、Ｄへ指導もしていない。
・２年次の年度末の教育相談において、Ａから、「仲の良い友人がいない。仲の良い友人を作りたい。」という悩みを聞いた。
・３年生の４月の教育相談において、Ａから、「女子の友人から相談をされるんだけど、自分が嫌になっちゃうというか、そのときにどういうことを言ってあげればいいか分からなくて、それが苦しい。」と聞いた。これに対し、「そういうときは他の友達にも聞いてみたりしないの」とか、「自分が苦しくなっちゃうのであれば、相談を回避するために『それ以上は僕にも分からない』と返してもいいのではないか。」というアドバイスをした。

⑷　担任の対応、Ａについて

・２年生のときからＡの担任となった。
・担任と生徒指導担当を兼務していて、全校生徒の大体の顔と名前を把握しており、Ａの存在も１年生の頃から認識していた。
・Ａは、１年生の頃から女子の友達が多く、女子と一緒にいる機会が多かった。[redacted]
・担任になった後も、クラスでも男子と話しているよりは、女子と話している方が多かった。Ａは明るくて、給食のときも笑い声が響いていた。[redacted]
・Ａは自己肯定感が低く、自信がない生徒であり、学習も支援が必要だと感じていた。

・中学２年生の夏休み明けの８月下旬の教育相談で面談した際、Ａは楽しく過ごすことができた、大きな心配事はないということであったので、継続して観察していくことにした。この時は、Ａ母から連絡があったことを本人には言わないでほしいと要望されていたので、手の甲に傷のような線を描いていたことについては、本人に聞いていない。
・中学２年生の１２月の教育相談では、担任は、Ａが悩んでいる様子はあまり感じなかったので、Ａの悩み等を聞いてはいない。
・担任は、２年次の年度末、Ａ母からＡがリストカットをしているという話を聞いた。このときは、Ａ母から、本人に話しても構わないと言う許可が出たので、その後の３月頃の面談で、担任は、「お母さんからリストカットしていると聞いたんだけど、先生に傷を見せてくれないかな」と聞いた。Ａは、「うん」と言って、ワイシャツをめくって傷を見せてくれた。担任は、手をさすりながら、「こんなにしちゃって、つらかったね。どうしてなのか、先生に話してくれる？」と話をした。Ａは、嫌がることもなく、話をしてくれた。
・最初に「ピアノを辞めたい」という話が出た。担任は、Ａがピアノを好きだと思っていたので驚いた。Ａは、「４月のコンクールが嫌だ」と言っていた。
・次に、「勉強ができない」という話があった。「学校で毎日勉強しているのにできるようにならないから、もういないほうがいいんじゃないか」と話していた。担任は、「そんなことない、難しいこともあるかもしれないが、コツコツ頑張ってみな」と話をした。塾を辞めたことも聞いていたので、「分からないことがあれば、教科の先生にいっぱい聞きな」と話をした。
・その後に、「仲の良い友達がいない」という話があり、担任は、学校生活で女子と楽しそうに話をしている姿を見ていたので驚いた。
・Ｂについては、担任が「Ｂについてはどう思うの」と聞いたところ、Ａは、「うるさくて嫌だ」と言っていた。担任が、「（Ｂから）何か言われることがあるのか」を尋ねると、「言われることはたまにあるけど、それは気にならない」と答えた。担任が、「（Ｂに対して）それなら注意するよ。どんなこと言われたのか教えてほしい。」と聞くと、「寝たらすぐ忘れちゃうから。先生、注意しなくていいですよ」と話した。面談は３０分くらいだった。
・担任は、Ａから注意しなくて良いと言われたので、クラス全体に、名前は出さずに、「授業を大事にしなさい。授業でうるさくすると、

授業を受けたい子が嫌な思いをする。２年生の３月という時期だから、３年生につなげるためにも、授業を大事にしよう」という話をした。３年生に向けて授業を大事にしようということは常に言ってきたことなので、今回特に話をしたというよりは、再確認をした。

・担任は、３年時の４月の教育相談で、Ａに再度Ｂからのちょっかい等について尋ねたが、Ａが「それはもう大丈夫」と答えたため、Ｂに事情を聞いたり、直接指導することはなかった。

⑸　Ａ保護者、Ａ家族について

・２年生の５月頃の家庭訪問で、Ａ母から、「女子といる機会が多いのでどうしたものか。男子の友達をいっぱい作った方がいいですか」という話があった。担任は、「男子と一緒にいなきゃいけないことでもないし、女子と一緒に仲良くやっているのだからよいのではないか」というような話をした。

・２年生の７月頃に一度、Ａ母から、リストカットがあったという電話があった。内容を詳しく聞くと、手首ではなく、手の甲に傷をつけていると聞いた。Ａ母から連絡があったことをＡ本人に言わないでほしいとのことであったので、Ａには状況を聞かず、Ａ母には、学校でも気を付けて観察することを伝えた。担任が手を観察する限りでは、傷は確認できなかった。夏休みに入ってからも気を付けていく必要があるため、連絡が取れるように、Ａ母に、担任の携帯電話番号を教えた。

・Ａ母からは、夏休み明けの９月に、夏休み中のＡの生活の様子を報告したいと、携帯電話のショートメールで連絡があった。その後、Ａ母と定期的にＡの生活の様子についてのやり取りをするようになった。

・Ａ母からのメールが長文なことも多く、職員室でＡ姉とかかわりのあった教員と話をした。Ａ姉のときも、Ａ母から定期的に連絡が来ていたことを聞いた。

・Ａ母からのメールで、Ａから直接担任に言わせた方がよいことが書いてあったときは、「本人に言わせてみてください。言えるはずですから。もし言えない場合は、こちらから声をかけますので、ある程度自分でできることは自分でやらせてみて、自信をつけさせてください。」と伝えた。

・２年生の３月頃、Ａ母からＡが塾を辞めたこと、Ａがリストカットをしたことを聞き、担任が、Ａに対して直接、悩みを聞くことにした。

・担任は、Ａに関して、いろいろなことに対してイライラしているこ

とや、できないことから逃げてしまう場面があると、授業中の様子を見て感じていた。そのため、複合的な要素でプレッシャーを感じて、そのイライラがリストカットにつながっていると感じた。担任は、面談を終えて、A母に対し、電話で面談の内容を報告した。

・学校側がAのリストカットを知ったのは、A母から担任に対してメールで連絡があったときである。

・担任は、この当時（３月)、いじめという認識を強く持っていたわけではなかったが、注意をして見ていた。担任が教室で見ている限り、いじめを受けている様子はなかった。

・３月の終わりの春休み中に、A母から、「Aに対して誰かがちょっかいを出している」ということを聞いた。担任はA母に、ちょっかいを出してくるのが誰か、名前を聞いてほしいと聞くと、Bの名前が挙がった。それを聞き急きょクラス分けを変更し、AとBのクラスを分けることにした。この段階で学年の職員には話をした。その後、４月３日の生徒指導研修の際に、他の教員にも周知した。

・３年生の４月の教育相談でAと話をした以降、担任は個別にはAと話をしていない。もっとも、４月１９日に、首のあたりが赤くかきむしったような状態になっていることに気づき、Aに「かゆくなって首をかいちゃったのか」と話しかけた。Aは、「はい、かいちゃいました。」と言っていて、首を絞めたというような感じではなかった。その後、A母から、「Aの首に内出血、もしかしてタオルを首に絞めたのかも」という連絡が来た。

・次の日に、Aと話をして、首を絞めた話を聞いた。Aは、「はい、しびれました。」と話したので、担任は、「首は命にかかわるからダメだ、危ない」という話をした。その後、A母に、「家の方でしっかりと話をしてあげてください」と伝えた。

・春休み中に受診した心療内科のAの受診結果を、A母から担任は見せられて、説明を受けた。

・４月１７日、A母とスクールカウンセラーで話をした。配慮しないといけない点について確認をしていた。心療内科によるカウンセリングの詳細な結果は、病院からスクールカウンセラーに直接送ってもらうことにした。

・A母のAについての話は、A母がAから直接聞いた話ではなく、A姉やA叔母から聞いた話が多く出てくる印象であった。

⑹　情報共有の体制

・職員間での情報提供（情報の集約）の方法は、①職員会議、②主任

会、③日常的な会話である。

①職員会議

・職員会議では、職員全体で情報共有をしている。職員会議では情報共有のみでアドバイス等はなかった。

・職員会議でＡについて話した。

㋐中学２年生（２０１８年）４月に女子生徒といる機会が多い生徒であること。

㋑２０１９年３月１２日にＡがリストカットをしたこと。

㋒２０１９年４月にはＡの顔写真を示して、リストカットの事実と授業などの学校生活で注意して観察することを要請した。

・４月の新学期が始まる前に生徒指導研修を行った。全学年からの生徒の情報交換を行っており、心配な生徒や注意をした方がよい生徒について共有している。ＡとＢについて、クラス分けを変更したことについての報告をした。

②主任会

・教師間の生徒に関する情報は、各学年の学年主任が必ず参加する主任会で共有を図っていた。

・主任会（校長、教頭、教務主任、学年主任３名、生徒指導担当（担任)、養護教諭の８名で構成）は、毎週月曜日に、３学年[redacted]の情報交換を行っていた。

・主任会でＡについて話をした。

㋐２０１８年７月、Ａ母から「Ａが手の甲に傷をつけた」という連絡があった旨の報告をした。また、部活動顧問から、「Ａが部活で自分の手の甲に傷の模様を描いている」という話があった。

㋑２０１９年３月、春休みにＡ母から連絡があってクラス分けを変更したこと、自傷行為の経緯を伝えて教育相談を通じてしっかりと観察していくこと、Ａが心療内科に行き心理テストを受けたことを報告した。

㋒２０１９年４月１９日、Ａが首を絞めた報告をした。危険が高まっているとの意見が出た。

・主任会では、Ｂについても、ちょっかいを出していないか等、行動を注意して観察することを確認した。

③日常的な会話

・[redacted]ため、その日にあった出来事について、職員室に帰ってきた段階で情報を共有していた。その場で他の先生がアドバイスをするという環境があった。

・[redacted]だからこそできる密で直接的な会話・指導・対応が職員室内で毎日のように、毎時間行われていた。他の学校にはできない対応だと思う。
・担任は、Ａ母からメールでリストカットについて教えられた時点で、Ａのリストカットについて口頭で伝え、他の先生にも様子を見てもらいたいと話をした。
・中学２年生の７月の夏休み前、Ａの手の甲の傷の件について、学年の職員に連絡した。
・Ａの部活動顧問からは、Ａが部活で自分の手に傷の模様を描いているという話が出た。夏休み中は部活動等でも注意深く観察していくことになった。
・Ａの部活動顧問からは、Ａが暗い絵を描くこと等について、普段の会話の中で話を聞いていた。普段の会話の中で話を聞いていたので、頻繁に聞いたわけではない。Ａが自死する直前に描いていた絵については聞いていない。
・養護教諭から、Ａが湯たんぽを借りに来たときに、「クラスがシーンとして勉強をしているのが怖い」という話をしたことを聞いたが、養護教諭がどういう対応をしたのかは聞いていない。
・養護教諭から、Ａが包帯を巻きに来たときに傷を確認したところ、担任から聞いていたよりも傷がだいぶ綺麗になっていたという情報をもらった。４月２２日に、Ａ母が学校に来て、養護教諭に対し、「死にたい」とＡが書いたものをスマホで撮影したものを見せたこと、２４日に湯たんぽを借りに来たことについては聞いた。

④スクールカウンセラー
・主任会とは別に、スクールカウンセラーが来る毎週水曜日には、スクールカウンセラーと生徒指導担当（担任）と養護教諭の３名で、１時間、３学年[redacted]生徒の情報交換をしている。
・Ａは心配な生徒だったので、スクールカウンセラーと養護教諭との間では話題に上がっており、リストカットの相談があった前から、スクールカウンセラーはＡを見守っていたと思う。
・Ａのリストカットについて知った後、自傷行為の傷の度合い、Ａとの面談の内容をスクールカウンセラーと養護教諭に伝え、Ａの様子を見てもらいたいと話をした。病院にかかっていることもあり、Ａの様子を見ていこうということになった。
・Ａのことは以前から気になる生徒ということで情報を共有していたので、スクールカウンセラーも、校内巡回をしてくれた。

・スクールカウンセラーには、Ａ母から聞いた心療内科で言われたことを、どこかで話した記憶がある。心療内科から詳細な検査結果が届いたら、担任と養護教諭とスクールカウンセラーで共有しようということになった。
・スクールカウンセラーから、具体的なアドバイスは受けてはいない。

⑺　当該校の生徒指導・教育相談の体制について

・教育相談は年に３回（４月、８月、１２月）あり、担任はその時に生徒と普段の様子や個人的な話をする。
・担任は、以前勤務していた学校は大変荒れていて、リストカットをしている生徒も多かったと発言している（以前に勤務していた学校と比べて今の学校は落ち着いているという意識があるからこその発言と思われる。）。
・担任は、クラスの男子も女子もＡのことを認めていたという印象を持っている。体育のバレーボールやバスケットボールの授業で、Ａがボールを取りに動こうとせずに立ったままでも、周りの生徒は、「Ａがんばってー」とか、「Ａ、一歩でも動いて」などと声を掛けていた。「お前取れよ」というような言葉を聞いたことは、１年間体育の授業を見てきて、一度もない。
・担任は、生徒指導担当も兼ねており、生徒指導という面と、担任としての面があるため、立ち位置に悩むこともあった。
・担任が生徒指導担当を兼ねていた。そのため、当該担任をサポートする立場の教員はいなかった。
・いじめ防止対策推進法が求めるいじめを防ぐための組織・委員会は、主任会が兼ねていると認識していた。
・いじめの定義に関しては、４月に行われる生徒指導研修で、教職員に口頭で話をしていた。
・[redacted]
・生徒達には、スクールカウンセラーについて、「毎週来ているからいつでも相談できる」というアナウンスをしている。話しやすいように昼休みはドアを開けている。
・担任は、リストカット等の自傷行為について、以前勤務していた学校で研修を受けたことがあった。
・Ａとスクールカウンセラーは直接会っていない。Ａ母とスクールカウンセラーは４月１７日に会った。
・[redacted]

[redacted]

・いじめに関して、生徒指導担当を兼ねる担任が、年１回、４月の生徒指導研修において、市教委からきたリーフレットを使っていじめの定義について全職員に対して話をした。

⑻　重大事態発生後の対応について

・Ａ姉からの要望を聞き、担任は、学校としてできないこともあると思い、Ａ母に「なかなか思いどおりにならないことも多くてごめんなさい」と謝罪した。

・学校から家庭に聞き取り方法を報告したとき、Ａ母から「なぜＡの担任がＢら関係生徒（３年時は担任のクラスの生徒ではなかった）の聞き取りをやってくれないのか」と聞かれた。学校としてクラスごとに担任が自身の受け持つ生徒へ聞き取りを行うという方針に決まっていたので、学校の対応を伝えた。

・Ａ姉から、聞き取りをしてほしい対象として、関係生徒の名前を聞いた。その際、具体的な話が出た生徒もいたが、抽象的に「Ａを殺した犯人」というような表現を使っていたこともあり、そのまま関係生徒に話すことはできないと感じた。

・Ａの両親が来校した際、教室にＡの机や掲示物を残しておきたいことを伝え、Ａと一緒に卒業したいという思いを伝えた。

・担任は、卒業式当日まで、クラスにＡの机を残し、掲示物にＡの自己紹介を飾ったままにしていた。

・卒業アルバムにＡの写真を載せていいか、Ａ保護者に電話で確認した。掲載する写真については、Ａ母と面会したりメールでやりとりをした上で、Ａ母に決めてもらった。業者に提出して出来上がった写真についても、Ａ保護者に確認してもらった。

・担任は、卒業式にＡ両親が参列しても良いと考えていたが、校長から、Ａを呼名し名簿にも名前を載せるが、卒業式には入れないように対応すると言われた。呼名をして名簿にも載せるのに、Ａ両親を呼ばないのはいたたまれないと思い、それで良いのかと校長に尋ねた。しかし、最終的には学校の判断、校長の判断に従った。

・卒業式の終了後に、卒業アルバムを渡すことについて電話連絡をして、Ａ母に学校まで取りに来てもらった。その際、他の生徒に渡したように、カバーに入れた卒業アルバムを手渡した。

・その後、クラスの他の保護者から電話があり、Ａ母とともに再度来校され、卒業証書が欲しいと言われた。そこで、卒業証書を渡した。

その際、卒業証書のみを渡したか、証書用のバインダーに入れて渡したかは覚えていない。

・保護者説明会をしないという判断について、校長から、「どういう形になるのかが分かっていない段階では説明のしようがない」と聞いた。

・Ａが自死で亡くなったということはＡ両親から生徒に伝えられていたため、それ以上のことを当該校から生徒に説明するということはしていないし、当該校の指示もなかった。

５　養護教諭からの聞き取り

⑴　養護教諭の対応、Ａについて

・[redacted]

・Ａが[redacted]他の生徒からいじられることもあるかもしれないとは感じていたので、何かあったらすぐ対応しようといつも見ていたが、Ａからの申し出は何もなかった。

・Ａは、自分の好きなことはするが、嫌いなことや、やりたくないことは逃げて回る感じの印象である。

・Ａは、お腹が痛いということで、年間３回くらい保健室を利用していたが、それ以外で保健室に来ることはなかった。

・Ａが３年生になる前、ちょっと調子が悪くなっているとか、リストカットを始めた後は、Ａが保健室に来たら絶対に話を聞こうと思って待っていたが来室しなかった。わざわざ呼び出すのは変かと思っていた。

・Ａが３年生になった４月、体育の授業のときにＡが包帯を上手く巻けず、担任が、保健室に行くように指示をした。Ａの包帯を巻いてあげることになり、本当は話をしたいと思っていたが、Ａが授業に遅れたくないと言ったので、巻き終わった後すぐに授業に行くことになった。そのときに、「誰かに相談できてる？」と聞いたら、Ａは「姉に話をしているから大丈夫」と答えた。Ａが辛いと思っている内容については聞かなかった。

・亡くなる前日、具合が悪いということでＡが保健室に来た。Ａは「授業中に、みんなが急にシーンとなって怖い」というようなことを話していた。Ａからいろいろな話を聞きたいと思っていたので、

脈を測ったり、血圧を測ったりしながら話を聞いた。「授業に行きたい気持ちはある」とか、「高校には行きたいと思っている」という話があった。授業中怖いということだったので、「何か楽になるアイテムがあるといいね」と言って、湯たんぽを渡した。もっとお話をしたいと思っていたので、そのまま行かせるつもりはなかったが、Ａが「じゃあ行く」と言って、戻ってしまった。養護教諭は、Ａが死にたいとノートに書いたり、破滅的な絵を描いたりしていることは知らないことになっていたので、Ａを引き留められず、そのまま授業に行かせた。

・養護教諭は、保健室に来たら話そうと考えてしまっていたことやＡの死にたいという気持ちを先に聞けばよかったと後悔している。

⑵　Ａ保護者・Ａ家族について

・養護教諭は、Ａが死にたいと言っていることを、Ａ母や担任から聞いていたが、あまり皆が知りすぎているとＡに思われるのもよくないと思い、知らないことにしていた方が良いと自身で判断していた。

・養護教諭は、Ａ母に対し、Ａはピアノも絵も上手で、足も速くて才能があるのに、なんでこんなに死にたいと思ってしまうのか、どうして自分を否定してしまうのか、Ａに聞いてくださいと伝えた。Ａ母はＡ姉が聞いているから大丈夫と回答した。

・Ａ母から担任に対してリストカットの相談があった後、担任と養護教諭、スクールカウンセラーで話をした。スクールカウンセラーがＡの様子を見守り、母親に病院へつなげるという話をし、何かあったら報告しあうことを確認した。養護教諭からは、母親に対して、医療機関を受診した方がよいという助言は行っていない。

⑶　学年主任について

・学年主任はＡの遅刻を最初は厳しく指導していたが、リストカットが発覚してからは、あまり厳しいことを言わなくなった。Ａの掃除が丁寧なことについて、「これはＡしかそんなことできないな。やっぱ一番だな。」とＡを認めてあげるような声掛けをしていた。

⑷　情報共有の体制

・養護教諭は、職員会議や毎週の主任会で、担任から、Ａが「死にたい」と言っていることや自傷行為について聞いた。また、スクールカウンセラーと担任と３人で話した。

・誰が言ったかは定かではないが、職員会議で、「死にたい」と言う生徒やリストカットをしている生徒には、それを指摘するのではなく、辛い気持ちを汲んで対応するという話は出ていた。

・リストカットの報告を受けたら、スクールカウンセラーに相談し、そこから医療につなげた方がよい場合はつなげる。主任会や職員会議で、学年主任や担任が話に出した気になる生徒に関しては、「注意して観察をしてください」、「関わるときは気を付けてください」という話をする流れになっていた。

⑸　当該校について

・本校は、とても温かい雰囲気で、先生方は誰に対してもちゃんと話を聞くし、常に目をかけている感じである。

・Ａに限らず、リストカットをしている生徒はいた。養護教諭は、研修会で受けた資料（『リストカットと自死について』）を教員らに配布し、談話室に命の電話のポスターを貼って生徒に見えるようにしていた。

・リストカットへの対応に関する校内研修会は行っていない。

・[redacted]

6　部活動顧問からの聞き取り

⑴　Ｂについて

・Ｂは、誰に対しても（先生に対しても）ちょっかいを出してしまう、悪気がないけど余分なことを言ってしまう、心無いというか、頭で思いついたことをポンと言ってしまうような生徒なので、授業中に何度も注意した。「それは今じゃないよね」とクラスメイトからあきれられていることをウケていると思ってしまう生徒である。

⑵　その他友人関係

・Ａから、一対一で、「クラスに仲が良い子がいない、うまく自分が出せない」と悩みを聞いた。これに対し、顧問は、自身の経験談を交え、「中学校の中で完全に仲良しの子が今すぐできるのもなかなか（難しい）、学校は少ない世界だから」という話をした。

・学校でＡが居づらそうにしたり、誰かに責められたりしているということを感じたことはない。

⑶　顧問の対応、Ａについて

・[redacted]

・Ａは自分の気持ちを具体的に表現できず、「ほんとマジキモイ」とい

うような言葉をすぐに言っていて、言葉の端々から気持ちを汲み取る必要がある生徒だった。

・Ａから、最初は新しい顧問として受け入れてもらえていないようで、距離を置かれており、顧問もＡが自然に来るのを待っていた。その後、徐々に近づいてきて、最後の方には絵を見せに来てくれるようになり、絵の描き方を教えたりしていた。

・Ａはとにかく自信のない生徒であったが、文化祭のときにＡの絵を額に飾ったことで、自信がついたような印象を受けた。とにかくどんな絵でも認めてあげなければいけないと思っていたので、「上手に描けているね」と常に言っていた。

・Ａは、破滅的な絵（傷つけたり、血を出すような絵）を描くことが多くあったので、心配していた。でも、本人を否定しないように、どうしてこんな絵を描くのかは一切聞かずに、とにかく描きたい絵を描かせていた。体を傷つけたり、血を流したりするような絵をよく描いていた。Ａには、「すごく上手に描けているけど、みんなに見てもらえるように飾って、自信もって飾れるようになるといいね」と声をかけた。最後に見せられた絵はすごくショックだった。

・Ａは、人と向かい合うのが苦手で、顧問が一対一でちょっと話をしようとすると身構えてしまい、逃げ回ったり、「友人と一緒ならいいよ」と言うことが何回かあった。

・顧問としてできることは、Ａに自然に接すること、絵を認めてあげることだと思っていた。

⑷　Ａ保護者・Ａ家族について

・Ａ母が、２年生の終わり頃、Ａが自死するのではないかと心配で、学校でも「見てほしい」という話はしていた。そのため、美術部でもカッターの扱いに気を付けたり、様子を見たりしていたが、美術部の中では、自死をするのではないかと心配になるようなことはなかったので、顧問としてはあえてそういう話題を出したりしないで、様子を見る形をとっていた。

・Ａは、「家に帰るとお姉ちゃんがけなすんだ」と言っていた。そのため、顧問は、「そんなことない、自信をもって。良い絵を描いているんだから、飾れるようにしようね」という話をした。

・Ａ母は、Ａを男らしく育てたかったということをずっと言っていた。

⑸　情報共有の体制

・職員会議で、「Ａ母が、Ａが自傷行為をするのではないか、自死するのではないかという心配をしているので、学校でも様子を見てほし

い」という話は聞いていた。顧問はＡが実際に自傷行為をしたという意識はなく、自傷行為をするかもしれないという意識だった。

・学校としては、「Ａのことを気を付けて見ていく」という方針であった。

・顧問は、２年生の３月頃、Ａが心配な絵を描くことが気になって、担任に普段の会話の中で伝えたことがあるが、スクールカウンセラーに相談したり、職員会議で話すことはなく、職員全体で共有はしていなかった。

⑹　学校について

・周りの子が[redacted]受け入れていて、馴染んでいる感じがあったので、それは当該校のすごいところだと思った。

・[redacted]他の生徒がＡをからかうという事案がなかったので、特別扱いをすることもなかった。

・Ａ母が、Ａの自死を心配しているという情報が、２年生の終わりくらいに、担任から話があった。

・Ａは特性のある生徒であるが、当該校の生徒は、それはそれで認めてあげていて素晴らしいと感じた。

・他の地域にあるような陰湿さが当該校にはない。

７　学年主任からの聞き取り

⑴　学年主任の対応、Ａについて

・Ａは自分の意見を表面に出さない。

・学年主任は、毎朝昇降口で遅刻しそうな生徒全員に平等に指導をしていた。Ａが学校に行きたくないと話していることを担任から聞いていたので、２年生の冬休み前に、Ａに対し、「来週でもう冬休みに入るんだから残りは全て余裕をもって来られるようにしなさい、頑張りなさい」と指導をした。

・２年生の冬頃、[redacted]全てで遅刻する生徒が増えていた。そのため、学年主任は、全てのクラスで、自分が担当する授業の際に、「毎朝遅刻してくる者が増えてきている。遅刻が増えると私立高校の受験にも影響がある。だから遅刻はダメ。気をつけなさい。」という話をした。もっとも、Ａに対してとか、特定の誰かに言ったわけでもなく、クラス全体に指導した。Ａの遅刻が際立って多いという印象はなかった。

⑵　情報共有の体制

・学年会議において、「Ａ母がＡのことをとても心配している。Ａ母がとても心配症だ。」という話を担任から聞いていた。担任からどう対応し

ていけばよいかというような相談はなかったが、保護者と連絡を取って、保護者のバックアップをする、何かあったら連絡を取れるように、といった話はしていた。

・自傷行為をする生徒に対する学校としての対応は決まっていない。保護者に連絡する場合もあるが本人が「親に言わないで」ということもある。その場合は一緒に解決していこうと生徒に確認を取り、保護者に連絡をするようにする。

・Ａにスクールカウンセラーの元へ行くように勧めることはなかったが、情報共有はしていた。

８　校長からの聞き取り

⑴　事案後の基本調査について

・Ａ母は、校長と担任に関係生徒に直接話を聞いて欲しいと訴えた。聞き取る話の内容をＡ母から聞いて、書いてもらった。

・Ａの姉が関係生徒から聞き取ってほしいという内容を記載したメモは、担任と一緒に確認して、コピーを取った。どういう要望があるのか、内容をしっかり受け止めようと思った。このときは、市のスーパーバイザーへ相談する前だったので、校長としても、Ａ家族の意向を一番尊重して、生徒から聞き取った方がいいのではないかと、考えが揺れている時期だった。

・校長はＡ母に、一部の生徒ではなく３年生全員に話を聞き、その中でＡのことについても聞いていきたいと伝えた。Ａが亡くなった原因について話を聞くとは伝えていない。

・生徒への聞き取りの大きな目的として、Ａのことについて何か知っていることがあるか、どんなことがあったのか、教員や学校が知らない情報を聞いていこうと思った。それと同時に３年生に対するメンタル的なケアを行いたいと思った。特定の生徒たちを抽出して話を聞こうとは思わなかった。

・３年生の担任と教頭と市のスーパーバイザーと相談して、聞き取りの方法を決めた。各クラスの担任が、各クラスで同じ内容を聞き取ることになった。教育相談の中で、まずは、生徒本人の体調（眠ることができてているか、食べられているか等）や心配なことを聞きながら、最後に、Ａのことについて知っていることを聞くことになった。質問事項表を作成して聞き取りを行った（ただし、質問事項表に、Ａのことについて聞くという項目はなかった。）。

・４日間に分けてクラス全員から聞き取りを行うこととし、聞き取り

には放課後の時間を使うことになった。

・Ａ両親から、関係生徒にはＡの担任に聞き取ってもらいたいという要望があったが、関係生徒のそれぞれの担任に聞き取らせると回答した。理由の説明はしなかった。校長としては、関係生徒からのみ聞き取りを行ったり、Ａの担任が関係生徒への聞き取りを行ったりすることは、他の生徒が「あの子たちが強くかかわっているのではないか」と考えてしまうことを恐れていた。また、まずは全員に話を聞くことが必要と考えていたため、Ａ保護者の意向に沿えなかった。

・Ａのことだけを取り上げて生徒から聞き取りをしなかったのは、担任等から話を聞いた段階で、いじめが原因でＡが亡くなったとは思っていなかったからである。

・５月１４日から１７日まで聞き取りを行った。その日の聞き取りの内容は、その日に各担任から報告を受けた。各担任に校長室に来てもらい、生徒からどんな話があったのか、生徒本人の心身の状況とＡについての話が出たかどうかを確認した。関係生徒に関わる話については、特に共有をした。名簿等で、どの生徒まで話を聞いたかというような確認はしなかった。

・校長は、Ａはいじめが原因で亡くなったとはどうしても思えない、５月１７日にＡの家族に会って、学校としてはこれ以上のことはできかねると説明し、この日以降は市教委に任せるという形になった。

・１７日までに各担任が生徒全員から聞き取ってくれたと思い込んでいたが、１つのクラスで８人の聞き取りが未了だったということを後から知った。

⑵　「いじめ」の判断について

・生徒に聞き取りをする前から、保護者が主張するような、「Ａはいじめが原因（で亡くなった）」という風には受け止められなかった。亡くなってしばらくしてから、いじめが原因ではないと思うようになった。５月１７日の時点では、いじめが原因ではないと思っていた。

・いじめが原因ではないと考えた理由として、

①教育相談のアンケートで、Ａはいじめにあっていないというところに丸をつけている。

②本校は[redacted]学校なので、学校の中で起こることはだいたい間違っていない（と考えている）。

③遺書がない、Ａの日記には、個人的な名前も挙がっていなかった。うらみつらみを書いていなかった。

④生徒への聞き取りの中で、いじめの事実が出てこなかった。Ｂのこ

とはちらほら出ていたと思うが、いじめという表現はなかった。

⑤Ｂからちょっかいを受けても、ＡはＢに言い返していた。Ａは、「次の日には何とも思っていない」と担任に話しており、苦痛を訴えていなかった。

・ＢがＡにちょっかいを出していたことはいくつかのアンケートに出ており、生徒からの聞き取りの中でも、話に出ていた。

・担任が生前のＡ本人に聞いたところ、「（Ｂからちょっかいを受けた）そのときは腹が立つけど、次の日は気にしない」という話があった。ＢはＡだけでなく、他の子にもちょっかいをする特徴がある。Ｂが特定の子にいじめをしていたとは受け止められない状況を、生徒への聞き取りで把握した。

・ＢがＡに対して行ったことは、殴ったとかそういうことではない。消しゴムを投げたり、後ろからつんとやったり（したにすぎない）。ＡもＢに対して「ふざけんな」と言っていた。

・５月１７日の時点で、学校はＡ保護者に、「いじめ」が原因ではないと話したが、それでいいかどうか、ずっと考えていた。Ａ保護者は関係生徒に対して、学校から強い指導をすることを要求していたが、「学校は、御遺族の意向に沿えないということをどうか御推察ください」、「これがいじめじゃないということを分かっていただきたい」と伝えた。そして、「御遺族の御意向で、聞き取りをしましたが、新たな事実は出てきませんでした」、「御遺族が把握していらっしゃる以上のことは確認できませんでした」と伝えた。

・５月１５日（聞き取り途中）には、区・教育担当に、学校としてはこれ以上できることとできないことがある、言えないことがある旨を伝えた。「学校としてはＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅを呼んで特定して（聞き取りを）やることはしない」と言ったかもしれない。

・Ａ両親が１７日に来るということが決まっていたので、１５日あたりから、Ａ保護者に対してどういう話をするか、決めて言ってしまったかもしれない。

・関係生徒の聞き取りは、聞き取り開始の１日目か２日目に終えており、Ａの保護者からも早く聞き取り結果を聞きたいとの要望があったため、１６日か１７日には、Ａ保護者へ説明する内容を文書にして、市のスーパーバイザーに内容を確認してもらっていた。１７日の聞き取り結果を聞いた上で、新たな事実は確認できなかったため、事前に作成した文書のどおり説明しようと判断した。

・５月１４～１７日の聞き取りでは、Ａがいじめにあっていたという状

況を把握することはできなかった。

・今から振り返っても、学校から生徒にもう一度聞き取りをするということは考えられなかったと思う。ＢがＡにちょっかいを出していたという事実はあったので、Ｂに追加で聞き取りをすべきか悩みもあった。しかし、学校は中立であるべきと考えていたこと、３年生全員の話を聞いたが、ほとんどＡの担任が把握していた内容だったことから、スーパーバイザーからの助言も受け、ここから先は中立の立場の教育委員会が対応した方がいいと考えた。

⑶　Ａの保護者について

・校長は、Ａの家族の事情について、重大事態発生後に知った。

・１１月１２日にＡ母が学校に来て、Ｂに詰め寄った。

・重大事態が発生した直後は、Ａを卒業生名簿に記載し、呼名することを予定していた。しかし、１１月１２日の出来事があり、卒業式の安全を保つため、卒業生名簿への記載も呼名もしないこととした。

・１１月１２日の出来事を重く捉え、Ａ母を卒業式に呼ぶことはできないと考えた。そのため、Ａ母には卒業式の案内を出さず、特に接触もしなかった。

⑷　当該校から生徒保護者への事案説明について

・Ａ保護者から、保護者会を開いてほしいという要望はなかった。

・保護者会を開いてほしいと希望されている保護者がいることは認識していた。

・保護者会を行うとしても学校独自ではなく、市教委と共催で行うことを考えていた。

・保護者会を開いた方がいいかは、教頭とずっと検討していた。市教委に調査を委ねている途中であり、保護者に説明をする内容もなく、この段階で保護者会を開くのは適切でないと考えていた。市教委とＡ保護者とのやり取りでもう少し進展があったところで、開催した方がいいと考えていたが、開催できる段階まで行きつかなかった。

・保護者会の開催について、保護者からＰＴＡに問合せがあった場合は、「詳しいことは分からないから校長か教頭に聞いてくれ」と言うように、ＰＴＡ会長と三役に話をした。

⑸　担任について

・すごく面倒見がよくて、子どものことをよく見ている。職場では信頼を置いている、担任の筆頭だった。彼に任せておけば間違いないというように信頼されていた。

⑹　学年主任について

・学年主任は、物事をきっちりしないと気が済まないタイプ、言葉尻がきつく、口調が激しいような言い方をする部分を持っているタイプである。

⑺　情報共有の体制

・毎週月曜日に、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、校長、教頭、教務主任が参加する主任会という形で情報交換を行った。

・担任（生徒指導担当）からリストカットの件でＡのことがクローズアップされてきたのは２年生の終わり頃である。４月１９日に首を絞めることがあった後、それは危険だという話になり、対応しようというところだった。

・校長は、担任がＡ母と連絡を取り合っていることは知っていたが、メールが頻繁だったことまでは、自死があるまで知らなかった。

・Ａがリストカットをした３月の時点で、担任を窓口にし、スクールカウンセラーにつなぐよう取組を始めた。

・養護教諭に対し、リストカットのことを相談することはなかった。

・自傷行為後にあった教育相談のときに、Ａと担任が話した内容（なぜ自傷行為をしてしまうのかについて）は知らない。

・Ａが亡くなる前に、ＡがＢからちょっかいを受けていたことについて、職員会議で話題には挙がらなかった。

⑻　当該校について

・校長は、本校は[redacted]なので、学校の中で起こることは「だいたいそんな間違っていない」と考えている。

・本校は[redacted]暖かい雰囲気である。

・[redacted]

⑼　校長の発言について

・体育祭の練習前に、Ａの件で黙とうを行った後、生徒に対し、「気持ちを切り替えていこう」と声を掛けたことはない。

・３年生が進路選択に近づいていく時期のために、「そろそろ切り替えてやれ」という発言があったかもしれないが、校長自身は発言していない（なお、「切り替えていこう」と発言した教員に対し、校長が注意をしたという記録がある）。

９　区・教育担当課長からの聞き取り

⑴　重大事態発生直後

・事案が起きる前に、Ａのことに関して、区・教育担当に学校からの情

報提供はなかった。
・重大事態が発生した当日の朝、校長から「生徒が亡くなりました」という第一報の連絡を受けた。校長と担任は病院にいたので、学年主任からＡの様子について初めて状況を聞いた。
・「いじめがない」という絶対的な決めつけはしていない。自死につながるいじめがあったかどうかについては、色々調べなくてはいけない部分はあったと認識していた。
・当日に学校で学年主任からＡについての話を聞いた。学年主任からは、年度当初にとった「生活アンケート」の内容や、Ａは比較的男子より女子の友達が多いこと、ピアノの発表会前にプレッシャーを感じていた場面があったこと、少なからず特性がある生徒であったこと等を聞いた。若干遅刻が多いことや欠席日数等、Ａの学校生活を中心に聞いた。
・Ａが女子と仲が良いということに関しては、周りの生徒はよく受け入れていたという印象をもっていた。Ａが孤立してしまっているという捉えはなかった。学校は、そのことに関して情報を共有していたが、特に問題視して捉えていなかった。
・重大事態発生直後の段階では、担任はＡ母から絶大な信頼を受けていると校長が話していた。担任がＡ母から３月に入ってからリストカットの相談を受けていたという話もあり、３月からＡに関する情報を校内で共有していた。
・学年内では、Ａが２年生のときから友達との関係が不安定になり、それに対して担任が関わっていたという話は出ていた。担任が生徒指導担当を兼ねていたため、Ａ母の話を受け入れて対応していたという印象が強い。
・校長は、いじめを完全に否定していたわけではなかった。話題の中でも、色々な背景が考えられ、原因が一つではないという考えは常にもっていた。重大事態発生翌日は、Ａ保護者と、生徒への伝え方をどうするかということを話し合っている。
・当日及び翌日は、具体的にいじめというような発言は、校長も、担任もしていなかった。
・翌日に弔問した際、Ａ父は犯人捜しをする訳ではなく、原因が知りたいと話していた。帰る際に、「区・教育担当がお力になれるようなことがありましたら言ってください」と伝えた。
・当日及び翌日では、担任はＡ両親にとても信頼されて寄り添っていた。Ａ両親に対して偏った感覚はもっていなかったが、他にも原因がある

可能性の中には、家族のことに関する問題があるかもしれないということは考えていた。

・「いじめによるという具体的な事実が示されている状況ではなく、現時点ではいじめによるものにあたらないと理解している」と報告を挙げた件は、「直接自死につながるような激しいいじめが、今の段階では確認できていない」という意味だった。

⑵　聞き取り等の対応

・重大事態発生から数週間後（５月１４日）にＡ両親の了解を得て学校が聞き取りを始めたが、Ａ母が直接聞き取りをすることを要求した。

・学校が全生徒対象の生活アンケート形式にしたのは、Ａ両親から特定された生徒のケアを考え、各生徒の担任が詳しく聞き取る方法を取った。そのような聞き取りを行うことをＡ保護者は了解していたと思う。

・区・教育担当は、学年所属の先生、３年各クラスの担任から、生徒の面談の様子を聞き取った。

・Ａ両親には、場合によっては有識者の意見をもらいながら、市教委が組織として、総括的に色々な人からの聞き取りの情報を拾い上げて確認していくことを伝えていた。

⑶　Ａ両親・Ａ家族について

・Ａ母と担任のやり取り等からも、家庭にも要因があるという部分も加味して考えていかなければと考えた。

・５月１７日に、校長がＡ両親に「学校でできることはもうここまでです。」という発言をしている。この時のＡ両親は事実を明らかにすることよりも、特定した関係生徒にＡ姉の思いを伝えてほしいという要求だった。校長はＡ姉の思いを受け止めるのも大事だと考えていたが、Ａ姉に特化された関係生徒のケアを優先して対応した。Ａ姉については、偏った考えというイメージはなかった。

・１７日以降、Ａ両親は、当該校との関係が悪くなり、市教委に対しても、当該校と同様に不信感を持つようになった。

・学校の対応は、Ａ両親と関わらないというよりは、今ある学校の環境を守るためにはＡ両親の要求に応じることができないという対応だった。

・区・教育担当は直接、当該校、Ａ両親と連絡をとっていたので相当難しい問題だと認識していた。Ａ両親は市教委に対しても全く信用していない状態だったので、第三者委員会による調査が必要であると思っていた。

・令和元年９月１３日、Ａ父から電話があった際、「正式に第三者による

本委員会は立ち上がっていない。いじめの重大事態と決定したわけではない。段階を追って、慎重に対応を継続している。」と話したところ、Ａ父から、「重大事態じゃないと言っていましたよね。結局そういう姿勢、考えなんですね。」と言われた。これに対し、「決して重大なことではないという意味ではない。」と説明した。

・区・教育担当としては、本事案の発生当時から、重大な事案として認識し、対応していた。「いじめの重大事態と決定したわけではない」との発言は、本事案に関する第三者調査委員会が正式に立ち上がっていないという具体的な事実を伝えるための説明だった。

・Ａ両親には正式には第三者による本委員会は立ち上がっていないと伝えていたが、本委員会に臨時で本事案を取り上げるよう依頼して、区・教育担当の今後の対応について相談した。結果的には、Ａ両親から「対応が遅い」とか、「こちらの要求どおりにやってくれない」という意見が出された。

10　Ａ両親・親戚からの聞き取り

⑴　Ｂについて

・Ａ母は、Ａから、「Ｂが蹴っ飛ばしたりたたいたりしてくるくせに捕まえようとしたら逃げてむかつく」というような話を聞き、担任に対してクラス分けで配慮するよう求めた。

・Ａ叔母は、合唱コンクールの打上げの集まりに参加せずにＡ叔母の家に泊まりに来たＡから、（以前の集まりのときに）Ｂに「お前いたっけ」と言われたと聞いた。

・Ｂは、Ａが亡くなった後も、他の子をいじっていた。Ｂに生活指導が入ったそうだが、その後も女子をいじっていた。

⑵　Ｃについて

・Ａ母やＡ叔母は、Ａから、Ｃが仲間外れにされていたときに一緒にいてあげていたのに、仲直りした後、Ｃから「キモイ、なんかＡがついてくる」と言われたと聞いた。

・ピアノのリハーサルや発表会の際、ＡはＣと一緒に行くことを嫌がっていた。

・Ａは、Ｃと表面上は付き合っていたが、Ｃに利用されていることを嫌がっており、そのことを家族に話していた。家族はＡに対し、「利用されるので、Ｃと交流することはやめなさい」と伝えていた。

⑶　その他友人関係

・Ａ叔母は、Ａから、体育祭のときに先輩からおかまと言われたこと

を聞いた。

⑷　Ａについて

・Ａはナイーブなタイプ、傷ついても、それを周りには見せないで、笑ってごまかしてしまうタイプ。
・みんなの前で何か言われると恥ずかしい、目立ちたくないタイプ。足が速いのに、わざとゆっくり走っていた。
・中学２年生の３月頃、自傷行為がひどく、手にサポーターをして隠していた。
・Ａは、Ａ両親には悩みを話さず、Ａ姉に話をしていた。姉と仲が良かった。
・Ａは家では明るく、友達ともよく話していた。
・小学生の頃から周りに女子ばかりがいるのは当たり前だった。
・[redacted]

⑸　Ａ母の対応

・Ａは、亡くなる少し前に友達と遊んだ後、自傷行為について友達に知られたこと、電車の中で心配されて恥ずかしかったことをＡ母に話した。
・Ａ母が、中学２年生の２月頃、心療内科の病院を受診させた。最初に受診させた病院は大人用だったため、別の病院を紹介してもらって受診し、テストを受けた。
・医師からは、Ａにとって家が安全地帯であること、ストレスの発散として通常は物に当たるところをＡの場合は我慢して自分を傷つけて解消していることを聞き、この状態でよく学校に行けましたねと言われた。Ａ母は、受診結果を担任に伝えた。
・Ａ母が、Ａが亡くなる１週間前にスクールカウンセラーに会った。Ａとスクールカウンセラーの面談を予約していたが、面談前に亡くなってしまった。

⑹　Ａ父の関わり

・家庭内において、Ａ父は、父親として何かあった場合には嫌われ役を買って出ていた。
・Ａ父とＡとの関係は良好で、Ａが亡くなる前に、Ａ父とＡは一緒に買い物に行く約束をしていた。
・Ａ父は、Ａが傷つかないように、言葉を選びながら、Ａ母のスクールカウンセリングの結果を伝えた。

⑺　Ａ姉との関係

・ＡとＡ姉は、仲の良い姉弟であった。Ａ姉も絵が上手なので、Ａをけなすのではなく、絵のことでからかったりして可愛がっていた。Ａもこれを分かっていたし、部活動の顧問の先生にも伝えていた。

⑻　担任について

・Ａが２年生の７月頃に自傷行為をした際、担任に伝えた。その頃、担任の携帯電話の連絡先を教えてもらい、その後連絡を取るようになった。

・担任は、教職員の間で情報を共有していると言っていたが、疑問

・Ａ母は、担任にＡが精神科を受診したという話をし、Ａがリストカットをした場合にはその都度伝えていた。そうであるにもかかわらず、２年時の３月頃の面談で、Ａが「大丈夫」と発言したことを受け、Ｂへの指導など、何も対応しなかった。

・担任は、Ａ母に対し、「見てもらえば分かるんですけど、Ｂは言えば分かる子です」と言っていた。しかし、Ａ母が、ＡとＢを会わせてＢに話をしたのかを聞くと、「話していない」と言っており、実際にＢを呼び出して指導することはなかった。

⑼　養護教諭について

・[redacted]

⑽　部活動顧問について

・顧問からＡ両親に対して、Ａが心配な絵を描くことがあったことについての報告は一切なかった。

⑾　学年主任について

・Ａ母は、Ａの同級生から、学年主任の先生が遅刻が多いＡに対し、「おい、クソガキ、来るんだか来ないんだかどっちかにしろ」と指導したこと、学年主任とＡが２人きりのときではなく、みんなの前で注意したことを聞いた。

⑿　重大事態発生後の学校の対応

・Ａ母とＡ姉は、関係生徒に会わせてほしいと学校に要望したが断られた。

・５月７日、Ａ姉が関係生徒らに聞きたい内容をメモに書き、Ａ母が見せたところ、校長は「コピーを取らせてください。」と言って、教頭がコピーを取った。校長は、Ａ姉の気持ちを関係生徒に伝えることを約束した。

・しかし、５月１７日、校長は、「Ａ姉からそんなものはもらっていない」と言って、メモのコピーを取ったことを否定した。また、Ａ姉

の気持ちを関係生徒に伝えるという約束も否定した。校長のことを信頼していたＡ姉は、校長の事実をもみ消す姿にショックを受けて、リストカットをしてしまった。また、今もなお、心理的なショックとストレスで苦しんでいる。

・生徒への聞き取りの方法について、Ａ母はＡ担任が他クラスの生徒も聞き取ることを要望していたが、各生徒の担任が聞き取ることになった。

・Ａ母が確認したところ、各担任からの聞き取りは、聞き取り時間も、聞かれた内容も、生徒によって異なっていた。また、進路等の話のついでにＡの話を聞かれただけであり、いじめに関する聞き取りではないと感じた。

・Ａが亡くなったことについて、Ａ両親は、「そのままのことを伝えてください」と要望したが、学校は、マスコミが押し寄せてしまうと言ったり、下級生のことを引き合いに出して、言わないことになった。

・Ａが亡くなったことについて各担任が生徒に話をしたようだが、「おうちの人にはいいけど、他の人には言っちゃだめだよ」と担任に言われたと下級生の生徒の母親から聞いた。

・同級生の保護者などが保護者会を開くことを希望しているにもかかわらず、保護者会が行われなかった。

・校長は隠ぺい体質である。

・校長から、５月１７日の時点で、「調査を３日間したが、いじめにあたる事実は聞き取れなかった」という旨を言われた。しかし、その段階では調査を受けていない生徒がいた。「休んでいた生徒は聞き取りができなかった」と言っていたが、休んでいないのに聞き取りを受けていない生徒もいた。他の保護者に確認したところ、生徒への聞き取りはクラスの半分以下であると聞いた。

・Ａの誕生日に、多くのＡの同級生が、手紙やプレゼントを仏壇に供えてくれた。Ａ母は嬉しく思い、クラスに残してあるというＡの席に、「ありがとう」と書いたメッセージを置くために、翌日、学校を訪れた。その際、隣のクラスのＢに声をかけ、ＢにだけＡのリストカットの写真を見せた。この時、Ｂの腕を掴み、壁に押し付けるなどの行為はしていない。Ｃには、「Ｃ、お前もだよ。」と伝えた。その後、Ｂ担任に、「Ｂに写真を見せたので、フォローしておいてください。」と声をかけた。学年主任に、「あなたも関係しているんですからね。」と声を掛けた。この出来事に関する学校の報告は誇張され

ている。
・担任は「Ａを一緒に卒業させる」と言ってクラスにＡの席を残してくれており、Ａの写真も飾られていた。しかし、卒業式の練習のときから、Ａの名前は呼ばれず、卒業式のＡの席もなくなった。
・卒業アルバムにＡの写真を載せたいという話の相談はあったが、卒業式で名前を呼ぶかどうか、卒業証書や卒業アルバムを渡すかどうかについての相談はなかった。
・同級生の保護者が、卒業式が始まる前にＡ両親へ連絡してあげてくださいと言ってくれていたのに、卒業式の前には連絡がなく、卒業式の後に連絡があった。
・学校に卒業アルバムを取りに行ったら、袋に入っていない状態の卒業アルバムを渡された。通常は生徒本人が持つべき卒業アルバムを、親が持っていることが外観から分かってしまうため、配慮がないと感じた。他の保護者からも同様の指摘を受けた。
・卒業アルバムと同時に、卒業証書はもらえなかった。Ａ母は卒業証書を希望していなかったが、同級生の保護者が「卒業アルバムと卒業証書はセットではないか」と学校に連絡してくれたところ、「卒業証書も用意してある。番号がないが、渡しましょうか」と言われた。その後、学校に卒業証書を取りに行ったが、他の保護者に指摘されて後だしで用意したと感じた。
・卒業式ではＡの名前を呼んでくれなかったようである。Ａの存在がなかったような扱いを受けて、悲しく、怒りを覚えた。
・学校は、他の生徒を守ることばかり考えていて、亡くなっているＡのことを考えているように感じなかった。Ａの家族に寄り添ってくれず、ないがしろにされているように感じた。

⑬　市教委の対応

・家に来たとき、寄り添ってくれていないと感じた。何もしないように、動き出すのを遅らせるようにしていると感じた。事務的な態度のように思われた。
・Ａの日記を見るかと伝えたが、区・教育担当課長は、「いいです」と言って、Ａの日記を見ようとしなかった。
・７月１０日にＡ母とＡ叔母が市教委と面談した際は、Ｂがいじめ行為を認めたというような報告を受けた。
・Ａ両親がいくら言っても動いてくれなかったが、市議会議員が働きかけてくれて、ようやく関係生徒の聞き取り等に動いた。
・しかし、１０月８日の面談の際には、Ｂ、Ｃ、Ｄから聞き取りを行っ

たが、いじめの事実は出なかったと報告を受け、７月１０日の報告と異なるため、疑問を持った。

・Ａ父が、学校の教員に何らかの処分があるのかと電話で連絡した際、区・教育担当課長から、「このことが果たして重大なことか、考えてから、学校の処分を決定する。」と言われた。Ａの死を重大なことと捉えていないように思われ、遺族に寄り添わない言動であると感じた。

・１０月２５日、指導課の教育担当課長から、「いじりもいじめだが、こう言ったことにも耐えられる生徒もいる。」と言われ、Ａが弱いから亡くなったと言われたように感じた。

・学校教育部長から、「学校の対応に問題はなかった」と言われた。

・関係生徒や保護者にどのような聞き取りをしているのか、尋ねても何も答えてはくれなかった。

・１１月１５日、Ａ母は、Ａ叔母と他の生徒保護者２名とともに、当時の学校教育部長や指導課の教育担当課長らと面会した。学校教育部長から、面談の冒頭に突然、「今日は３０分で終わります。我々も仕事があるので」と切り出され、大きなショックを受けた。

・Ａ母がＢと接触したことについて、学校教育部長から、「Ｂは怖かったんですよ。Ｂの気持ちになって考えてください。」というようなことを言われた。大声ではなかったが、威圧的な態度で、恐怖を感じた。ＡはＢにいじられていることが嫌だったのに、Ｂに何らの指導もなされていない状態で、Ｂの気持ちになることはできないと感じた（なお、本委員会が確認したところ、同日の面談の録音は残っていなかったが、同日の議事録によれば、学校教育部長が、「お母様方（※同席していた他の保護者２名を指すと思われる。）。自分のお子さんが、Ａだったらという思いは共感されていると思うんですけれども、もし、Ｂが自分のお子さんだったら、Ｃが自分のお子さんだったら、といったところも、やっぱり、人としては、考えるとこではないかなと思いますので、今日は、本当は、お二人（他の保護者２名）は第三者なので、お伝えしてはいけませんが、お許しいただいたので、このような話をいたしました。御理解いただきたいと思います。」と発言したようである。仮に、議事録の内容が正確であるとすれば、学校教育部長の発言は、文脈から、Ａ母ではなく他の保護者２名に向けた発言と思われる。しかし、当該発言の意図は不明であると言わざるを得ない。Ａ母も同席する場で当該発言があれば、Ａ母がＡ母自身に対しても向けられた発言だと受け止めることは自

然であるし、当該発言により、「Ｂの気持ちになって考えてください。」と言われたように感じたとしても、無理からぬところがあると思われる。)。

・学校教育部長から、「今後はＢと接触しないと約束しなければ、この問題については進めない」と言われた。
・学校教育部長の威圧的な対応にショックを受けて、Ａ叔母は寝込んでしまった。
・Ａ両親や同級生の保護者が、調査をしてほしいと懇願しても、行動に移してくれず、時間を引き延ばされているように感じた。同級生の保護者は、「家族への対応があまりにもひどい」と言っていた。
・市教委の対応が悪いので、教育長に手紙を書いたが、返事はなかった。直接会わせてほしいと連絡したが、断られた。市議会議員が代わりに会うことになったが、何も答えてくれなかった。
・Ａ両親は、本委員会について、同級生の保護者が、県議会議員を通じて催促した上で、ようやく立ち上がったものと認識している。本委員会が立ち上がるまでの間、市教委からＡ両親に対し、何らの経過報告も連絡もなく、放置されていた。
・Ａ両親は、市に保有個人情報開示請求を行い、議事録を入手したが、以下の文言が議事録に載っておらず、市が問題のある発言を隠ぺいしていると感じた。
　① １０月２５日の学校教育部長の「学校の対応に問題はなかった。」という発言
　② １１月１５日の学校教育部長の「Ｂは怖かったんですよ。Ｂの気持ちにもなって考えてください。」という発言
・Ａ両親が、市に保有個人情報開示請求を行い、議事録等の開示を受けた際、請求していない書面が含まれていた。書面の内容は、１１月１２日の出来事（Ａ母がＢに詰め寄った）に関するもので、Ａ両親は、市からの嫌がらせであると受け止めている。
・Ａ両親は、学校教育部長宛に何度も電話をしたが、折り返しの連絡は一度もなかった。

⑭　第三者作成の文書等

Ａ両親から本委員会に対し、当該校に通う生徒やその保護者が作成したと思われる文書が複数提出されたため、以下に抜粋して記載する。なお、生徒作成の文書のうち、いじめに関する内容は、「２　本調査委員会が実施した生徒へのアンケート及び任意の生徒からの聞き取り」に記載した。

○当該校に通う生徒の保護者が作成したと思われる文書

・Ａが亡くなった次の日に、子どもには「Ａが亡くなった」ことだけが伝えられ、その次の日からはゴールデンウィークで学校は休みになった。

・Ａが亡くなっているにもかかわらず、学校から保護者には、何の知らせもなかった。子どもが話さなければ、何も知らない親がいたと思われる。思春期だから親と話さない子どもたちも多いと思うので、知らない保護者もいると思う。

・子どもが学校から帰ってきて、「Ａが死んだ」と言って泣き崩れた。何が起こったのか分からず、頭が真っ白になった。Ａに何があったのか、同じ子どもを持つ親として、とてもショックで、辛く押しつぶされそうになった。Ａの死について、学校から何も知らせがなく、保護者会も開かれることなく、先生の口から何もなかった。その後、Ａへのいじめがあったようだと聞いた。

・Ａが亡くなった理由を知ったのは、学校からではなく、親しい保護者の方から、いじめによって亡くなったことを聞いた。

・Ａが亡くなって間もないのに、地域のお祭りの行事や体育祭を普通に行っていた。残された生徒のメンタルケアも何もなかった。

・せめて先生たちの思いを言葉にして、聞かせてほしかった。Ａのことをみんなで思いやる時間が少しでもあったなら、残された生徒たちの心にも何かが変わり、自分自身を大切に、相手を思いやることの大切さを知ったかもしれない。

・保護者説明会を開いてほしいと伝えていても、最後まで開かれず、卒業になってしまった。

・Ａの事故が起きたことについて、学校からきちんと説明がされないまま、憶測やウワサ話が学内などで飛び交い、生徒たちは困惑していたように感じていた。

・卒業アルバムにＡの写真も載っているのに、卒業式でＡの名前を呼んであげなかった。Ａの椅子もなくて、びっくりした。信じられなかった。

・卒業式の卒業証書授与の際、Ａの名前を呼び、形だけでも一緒に卒業式に参加しているような配慮があるのではと思っていたが、結局、Ａ本人がこの学校にいなかったことのように扱われており、あれでは御遺族があまりにもお気の毒だと感じた。学校側の心無い対応に、失望と不信感しかなかった。

・自分の子どもが突然自殺をしてしまったら、どんな親でもなぜうちの子が自ら命を絶ってしまったのかと、真実を知ろうと必死になってその原因を探そうと思うのは当然で、学校にも一緒になって、その原因を探してほしいと願うのは当然のことなのに、たった２２日間で、いじめはなかったと判断し、全く寄り添うことをしなかったのだろうか。どんな親でも、「なぜたった数日間でいじめはなかったと言い切ったのか？」と疑問に思うし、そう言われてしまったら、自分たちでいじめがあったか、様々な方法で知りたいと必死に探そうと思うのは当たり前のことだと思う。Ａ母は、この１年間必死になり、時には我を忘れて、大人げない行動を取ってしまったこともあり、迷惑をかけてしまったかもしれない。でも、頭がおかしくなるくらい、人格が変わってしまうくらい、無我夢中で原因を探し求め続けていることを学校側は理解せずに、何もしなかった学校の対応にも原因があったのではないのか。
・もっとＡ母の心に寄り添った対応をしてくれていれば、こんなに敵対心を持って戦うような形にはならなかったはずである。学校は、Ａ保護者がいじめたかもしれない生徒の名前を出して、その生徒たちが本当にＡの自死の原因なのかどうか分からないまま犯人扱いされていることに対して、「いじめはなかった」と言い切ったことで、その子どもたちを守ったと思っているけれど、もしかしたら、たった一言でもＡが傷つき、たった１回でもＡが傷つくことをしていて、それが自殺の原因の一つだったかもしれないことを気付かせ、指導をしていたら、Ａ保護者に対しても、分かるような説明や話し合いをしていたら、もっとＡの死に親身になって向き合ってくれていたら、こんなに争うことはなかったと思う。
・Ａ母が教育委員会の方に会うときに同席した。Ａ母の取ってしまった行動に対し、責め立て、威圧的で、とても怖かった。なぜＡ母がこのような行動を取ってしまったのかを考えてくれないのだろう、Ａ母の行動はよくなかったとしても、学校と教育委員会の対応が悪かったからこうなってしまったんじゃないかと、正直思った。
・当該校では、Ａが亡くなる前にも、Ａが亡くなった後も、いじめ問題が起きている。
・学年主任が生徒に暴言を吐いていることを聞いたことがある。

〇生徒作成の文書
・Ａが亡くなって、その次に学校があったのはゴールデンウィーク明

けだったので、その間友達との間でいろんなうわさがあった（車にひかれて事故に遭ったなど)。休み明けの朝会で、校長先生から話があり、Ａへ黙とうをした後、担任から話があると思いきや、何も話がなかった。

・私も以前いじめを受けていた。親や先生に心配をかけたくなかったから、しばらく誰にも相談できずにいた。けど、私の母が異変に気づき、先生に相談して対応してくれた。その後、先生も気にかけてくれ、「大丈夫？」と声を掛けてくれたが、大丈夫でなくても、大丈夫と言ってしまう子がいることを分かっていてほしい。

第５章　認定した事実

第１　事実認定の方針

１　本事案の特殊性

本事案は自死事案であるところ、生前のＡ本人からいじめの事実について明確な訴えはなく、遺書も存在しない。Ａ本人が記載したものは重大事態発生直前の平成３１年４月に実施された教育相談アンケートとＡの日記のみであり、これを第一の手掛かりとして、Ａの心情を推察する。

事実認定に際しては、Ａと一緒に身近で学校生活を送っていた生徒の証言を最も重視する。なお、生徒らの本委員会に対する供述態度は真摯であり、信用できる。

２　本委員会の事実認定

いじめ防止対策推進法第２８条第１項は、重大事態調査について、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する」という目的のために「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」としており、事実関係を明確にすることを明文上は最終目的にしていない。

重大事態に対処し同種の事態の再発を防止する上では、基本的には当該校の対処の在り方を検討することとなるから、本委員会としても当該校と同様の観点で事実を認定すべきこととなる。

事実認定に困難が存在する場合には、「いじめ」の実態（特に人間関係の在り方）が把握でき、当該校・市教委の対処の在り方を検討できる範囲の事実を認定すればよく、その他の部分については、認定を留保しあるいは可能性の示唆にとどめることも許されると考える。

もっとも、観点は共通としても、本委員会が学校の事実認定に拘束されるものでもない。

したがって、以下の事実認定は、当該校における事実認定とも、無論訴訟における事実認定とも異なり得る。

第２　事実認定

１　Ａの悩み

Ａが、自死の直前、心から信頼できる友人がいない等、友達との人間関係について悩んでいたこと、また、周囲の人に対して、引け目や劣等感を抱いていたであろうことは、Ａ自身が記載したアンケートから認定できる。

２　Ｂの行為

Ａは、Ｂとの友人関係に悩んでいたことが認定できる。

ＢがＡに対して悪口を言っているところやちょっかいを出している場面を、複数の生徒が見聞きしていた。

また、複数の生徒や担任、Ａ母、Ａ叔母が、Ｂから悪口を言われたり、からかわれたりしたことにＡが悩み、怒っていたことを、Ａ自身から聞かされていた。

ＢがＡ以外の複数の生徒に対して同様の「からかい」を行っていたことがうかがわれることからしても、ＢがＡに対し、「陰キャ」、「気持ちわりい」、「（Ａの選曲に対して）趣味が悪い、なんでこんな曲流すのか」等悪口やからかいを行ったという事実を認定することができる。

３　Ｃの行為

Ａは、Ｃとの友人関係にも悩んでいたことがうかがわれる。

ＡとＣは仲が良く、ＡとＣは一緒にいることが多かったのに、ある時期からＣがＡを避けるようになった（Ｃに友達がいなくなったらＡのところに行ったり、友達ができたらＡを一人にしたりしていた）と、複数の生徒や担任が証言している。

また、このようなＣの振る舞いを、Ｃに「都合よく使われている」と感じ、不満に思っていたことを、複数の生徒やＡ母らが、Ａ自身から聞かされていた。

ＡとＣに交友関係上の問題が生じており、このようなＣの振る舞いについて、Ａが「都合よく使われている」と感じていたと考えられる。

４　他の生徒の行為

本委員会の調査において、Ａに対して悪口を言い、からかっていた生徒として、Ｂ以外にもＤ、Ｅの名前が挙がった。

Ｂの行為と比較して、Ｄ、Ｅの行為に関して得られた証言は少なく、「Ｄ、Ｅによる悪口やからかいがあった」と、事実認定をすることは困難であると言わざるを得ない。

もっとも、このような証言が複数得られたことからすれば、少なくとも、「Ａが、Ｂを含む複数の生徒から、悪口を言われ、からかわれていた」と考えるのが自然であり、これを認定することができる。

５　「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法第２条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

一見ささいな出来事であっても、これが継続した場合には、被害児童等の精神的肉体的負担が累積増加して不登校や自死のような重大な結果を招いてきたことから、同法は、「いじめ」を広く定義し、「いじめ」につき情報を集積共有するとともに組織的に対応することで、被害児童等の精神的肉体的負担を的確に把握し、重大な結果を招くことを防ぐことを意図している。

このように「いじめ」を広く定義することから、同法は、「いじめ」に対する具体的措置については基本的に学校の裁量に委ねるとともに、「いじめ」と認定されたとしてもそのことのみで加害児童等に対する厳しい対応を求めるものではなく、学校に対しても低い評価を行うものでもない。

換言すれば、「いじめ」と認定されることはそのことで直ちに学校の取った具体的措置が不十分であったことを意味するものではないことを付言する。

６　「いじめ」の認定

上記で認定したとおり、Ｂを含む複数の生徒から悪口を言われたり、からかわれていたりしたことにより、Ａが苦痛を感じていたことは、行為の内容・程度からも、Ａから不満や悩みを打ち明けられていた友人や家族の証言からも、明らかである。

また、複数の生徒やＡ母が、Ｃに「自分のことを都合よく使われている」ことに不満を感じていたことを、Ａから聞かされていたとすれば、このようなＣの振る舞いによって、Ａが苦痛を感じていたと認定できる。

したがって、Ｂを含む複数の生徒による悪口やからかい、Ｃの交友関係上の振る舞いは、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」と認定できる。

第６章　自死に至るプロセス・背景に関する考察

第１　はじめに

本委員会は、同種の重大事態の発生を防止するために学校の対応を検証する必要があるところ、これを効果的に検証するにあたっては、本事案において重大事態が発生するに至った経緯やその背景をも考察する必要がある。

自死は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象と言われており、その原因が特定されない場合も少なくない。

本事案では、Ａの遺書のようなものは見つかっておらず、Ａが当時どのような悩みを抱えて自死に至ってしまったのか、Ａ自身の言葉で示すものは存在しないため、なおさらその原因の特定は難しく、正解を見つけることは不可能であると言わざるを得ない。

もっとも、だからといって、本事案の根底であるＡの自死の経緯やその背景を解明することの必要性・重要性は変わらない。

本委員会は、第４章に記載した調査結果を踏まえ、できる限りにおいて、Ａの自死に至ったプロセスや背景を考察した。

なお、以下に記載する考察は、本委員会を構成する委員の専門知識・経験や社会通念上の経験則をも踏まえ、多分に想像力を働かせて記載した考察である。

そのため、第５章で行った「いじめ」に関する事実認定や、訴訟等における事実認定とは全く性質が異なる。

あくまでも、本委員会が、同種の重大事態の再発防止策を検証する前提として、Ａの自死の経緯や背景として考えられる「可能性」を検討したものである。

第２　一般的な自死に至るプロセス

１　プロセスの入り口

一般的に、自死は、ある日突然に起こるものではなく、自死に至るプロセスが存在するとされる。

そして、そのプロセスは一般に何らかのネガティブなライフイベント（出来事）から始まると認識されており、ネガティブなライフイベントで苦境に陥ることがその入り口とされる。

２　他者からのサポート

当然、苦境に陥った人が皆、自死に向かうわけではない。

最初の分かれ目は、他者からのサポートが得られるかどうかにある。

相談に乗ってくれる人がいる、助けてくれる家族がいる、話を聞いてくれる親友がいる、具体的な解決策を教えてくれる専門職がいるといった適切なサポートが得られれば、その人は自死プロセスから脱することができる。

３　医学的な治療・ケア

しかし、サポートが得られない、あるいは不十分だと、自死プロセスは進行し続け、最終的には多くの人が、精神科でうつ病・うつ状態といった病名の診断がつくレベルの精神状態に至る。

客観的な判断ができなくなっており、客観的に見ればその人が抱えている問題を解決する方法は必ずあるのに、本人には自死以外の他の選択肢が見えなくなってしまう。

この段階になると、社会的なサポートだけでは足りず、医学的な治療・ケアも必要になる。

4　背景要因

そして、上記の自死プロセスの根底には、そこに至るまでの深い背景要因がある。個人のパーソナリティや置かれている環境といった背景要因が、自死に対する「心のハードル」を形成する。

例えば、自尊心・自尊感情が十分にあると、自死に対する心のハードルは高くなり、ネガティブなライフイベントが発生しても、上記の自死プロセスが進行しにくい。逆に、自尊感情が少ないとハードルは低くなり、上記の自死プロセスが進行しやすくなる関係にある。

第３　Ａの背景要因

１　Ａの性格・特性

関係者の証言から、Ａは、他人に自身の悩み等を相談することをためらってしまう性格、サポートを求められない性格、辛いことがあると外に発散するのではなくて内に抱え込んでしまう性格であったと推察される。

２　Ａの友人関係の変化の可能性

⑴　中学生は思春期真っ盛りであり、一般的に、思春期とは、周囲の目を気にして異性と一緒にいるのが恥ずかしくなって、同性同年代の仲間との交流が増える時期と言われている。

調査結果からすれば、Ａには小学生の頃から男子の友達が少なく、女子の友達と過ごすことが多かったこと、その傾向は中学生になった後も同様であったと思われる。

⑵　男子生徒であるＡと女子生徒であるＣとの関係について、ＡとＣは一緒にいることが多かったのに、ある時期からＣがＡを避けるようになったこと、ＡがＣに「都合よく使われている」と感じていたこと、ＡもＣと一緒にいることを嫌がっていたこと、ＣがＡの悪口を言っていたこと、他方、ＡもＣの悪口を言っていたという証言が得られており、ＡとＣとの交友関係には問題が生じていた。

なお、Ａの日記には、「友達？」が誰かと仲直りしたこと、Ａ自身と比

較して「あいつ」が友達に恵まれていることが書かれている。

個人名の記載はないため、当該人物を断定することはできないものの、「友達？」という記載から、Ａが当該人物との関係について、「友達」とはっきり表現するのがためらわれるような関係だと感じていたことがうかがわれる。

⑶　Ａには、クラス内に仲の良い男子の友人はおらず、他方で、女子の友人は多かったものの、Ｃとの交友関係には問題が生じていた。また、Ｃ以外の女子の友人との関係も、以前より関係性が希薄になっていた可能性があり、重大事態発生直前にＡが回答したアンケートの記載（「心から信頼できる友人がいない」という質問に「１　あてはまる」と回答、「友達との人間関係で悩んでいる」という質問に「１　あてはまる」と回答）も踏まえれば、当時のＡは、「男子にも女子にも仲の良い友人がいない」と感じていたものと推察される。

３　Ａの内心の不安定の可能性

⑴　思春期とは、自意識が高まり観察力がついてきて、人の目・人の評価を気にするようになる時期とも言われている。

⑵　Ａは、「自分の顔が嫌いだ。」と友人に言っており、マスクをして顔を隠していることが多かった。また、Ａは、自分が認められていない、他人と比べて自分は劣っていると感じてしまうような、自己肯定感が低い生徒であった可能性がうかがわれる。

⑶　[redacted]

このような場合、Ａが周囲の友人との違いを感じ、学校で生活しづらいなどの心の不安定さを感じていたものと推察される。

⑷　以上のとおり、Ａは、友人関係に対する悩みを抱え、自己肯定感が低く、心が不安定であった可能性があり、自死への「心のハードル」が相対的に低かったものと推察される。

第４　いじめ（ネガティブなライフイベント）の発生

自死とは一般的に様々な原因からなる複雑な現象であることは既に述べたとおりである。

そして、既に認定したとおり、Ｂを含む複数の生徒による悪口やからかいやＣの交友関係上の振る舞いによって、Ａが悩んでいたことは容易に認定で

きるのであって、「いじめ」がＡの自死へのプロセスの入口の一つとなった可能性は否定できない。

第５　Ａへのサポート不足

既に述べたとおり、自死への心のハードルが相対的に低い人でも、ネガティブなライフイベントが起きたとしても、十分なサポートを受けることができれば、自死へのプロセスを脱することができる。

しかし、Ａに対する周囲のサポートは、結果的には不足していたものと評価せざるを得ない。

１　学校

⑴　担任

担任は少なくとも２回、Ａに声をかけ、これに対し、Ａはいずれも「大丈夫」と回答している。

しかし、実際には、Ａの精神状態は大丈夫ではなかったのであるから、担任は、Ａの相談相手になることができていなかった。

担任がＡ母と密に連絡を取り、Ａを心配して見守っていたことは事実経過からも明らかである。

他方で、担任とＡとの意思疎通が十分であったとは言い難い。担任がＡを心配して見守っており、Ａの味方であるという姿勢が、Ａには伝わっていなかった可能性がある。

担任はＡに対し、「Ｂからちょっかいを出されたら、すぐに言いなさい」と話をするとともに、担任自身も観察をして見ていくことにしていたようである。

しかし、Ａを見守るだけでなく、Ａの味方であると伝えたり、Ａに寄り添って話を聞き出したり、Ａの精神状態を把握するといった行動までには至らず、Ａへのサポートとして不足していたと思われる。

⑵　養護教諭

養護教諭は、担任やＡ母からＡがリストカットをしているという情報を聞いていたが、Ａに対しては事情を知らないままの様子でいた方がいいと考えていた。

そのため、養護教諭からＡを保健室に呼んで悩みを聞き出そうとする等、積極的に状況を把握しようとすることはなかった。Ａが包帯を巻き直すため自発的に保健室に来たときに、そのついでに話をするだけであった。

Ａに必要な指導を行うこともなく、結果的に、養護教諭のＡに対するサポートはほとんどなかったと言わざるを得ない。

また、養護教諭からＡ母に対して助言をすることもなかったようであるが、早い段階で、医療機関の利用を助言して、Ａに医療的な治療・ケアを受けさせることが必要であったと思われる。

⑶　部活動顧問

部活動において、顧問は、Ａを見守り、Ａの絵を認めることを意識して接しており、Ａから一定の信頼を受けていたと思われる。

しかし、Ａが破滅的な絵を描いていたときも、描きたい絵を描かせるだけで、その絵を描く理由を問うなど、内面に踏み込むことはなかった。

見守るという姿勢が有効なときもあるだろうが、Ａから一定の信頼を置かれていたのであるからこそ、Ａにもう少し積極的に関わることができなかった点で、Ａへのサポートとして不足していたと思われる。

⑷　学年主任

学年主任は、自身の信念から遅刻する生徒全員に対して平等に厳しく接しており、遅刻が増えていたＡに対しても厳しく指導していた。

学年主任は、締めるところは締めるという厳しい先生であり、このような先生は、学校の風紀を守る上で必要な存在とも考えられる。

しかし、生徒の中には、不登校には至っていなくても、学校に来ることが精一杯の状態の生徒もいる。

そのような状態の生徒に対し、他の生徒と変わらない「遅刻は悪いこと」を前提とした指導をすることは、当該生徒に、「やっぱり学校に来なければよかった」と考えさせてしまったり、かえって追い詰めてしまったりすることになり、逆効果となるおそれがある。

したがって、全員に厳しいという画一的な学年主任の指導は、自死に至るプロセスが進行してしまっていたＡにとって、結果として、不適合な対応であった可能性がある。

Ａのリストカットが周知された以降は、学年主任の対応が変わっていた部分もあったとの証言もあるが、もっと早く、学校全体としてＡの状態に気が付き、個別・柔軟な対応を取る必要があったと思われる。

⑸　小括

以上のとおり、残念ながら、Ａにとって自らの悩みを打ち明けようと思える相手、話を聞いてもらおうと思える相手は、学校の教師の中にはいなかった。

担任、養護教諭、部活動の顧問はＡを見守ることはしていたものの、Ａに心配している気持ちを伝えたり、Ａから積極的に話を聞き出したり、Ａの辛い気持ちに寄り添うといった強力なサポートが行われることはなかっ

た。

それどころか、Ａへの対応として、結果的に不適合な指導が行われていた可能性もあるなど、Ａに対する学校のサポートが不足していたと評価せざるを得ない。

２　友人

Ａは、友人らに対して、Ｂらによるいじめを話しているが、一方的に怒りや不満を吐露するだけであったように思われる。

実際に、本委員会は複数のＡの友人から話を聞いたが、いじめに限らず、本人の悩みに関する詳細な事情まで把握していた人はいなかった。

Ａが記載したアンケートや日記に鑑みると、Ａにとって、自分の悩みを打ち明けてゆっくりと話を聞いてもらおうと思えるほど、仲が良いと実感できる友人はいなかったのではないか。

これには、他者に悩みを打ち明けられないというＡの性格や特性も強く影響していると思われる。

３　家族

⑴　思春期とは、一般的に親から離れていく時期と言われている。思春期以前のように、その日あったことを細かく親に話さないようになる、反抗期が訪れるなど、親との関係も変化する時期でもある。

⑵　Ａと家族との関係は良好であったと推察されるが、Ａ母から担任に対して送信されたメールには、「主人（Ａ父）と昨夜（Ａが）話をしていると思いますが相変わらず頑固な者同士できちんと会話ができていないと思われます。自分に厳しくまわりに厳しい主人なだけに話をすると反発してろくに会話ができていないみたいでした。」、「昨日は、夜主人と話をした様子です。このままじゃ…みたいな感じで怒ってしまい歩みよれてない感じですね。」、「昨夜主人に何もせず寝てばかりいるので注意され又、（自傷行為を）やってます。親子の相性が本当合わないみたいです。」との記載もある。

⑶　Ａ父は、何かあれば嫌われ役を買って出ており、時にはＡに厳しく接することもあったようである。

このような出来事から、Ａが、「親も自分のことを理解してくれない。」と感じてしまっていた可能性もある。

思春期にあったＡが、両親に悩みを素直に相談できなかったのも自然なことであるが、Ａにとって、両親も相談相手にはなることができていなかったものと推察される。

第６　医学的な治療・ケアが間に合わなかったことについて

Ａに対するサポートが不足していたことから、自死に至るプロセスは進行し続けてしまい、Ａによるリストカットが確認された時期（自死の１か月半前頃）には、医学的な治療・ケアが必要な段階へ至っていたものと推察される。

Ａは、Ａ母が知人から紹介された病院を受診し、カウンセリングのテストを受けた。そして、カウンセリングの結果をスクールカウンセラーと共有して、Ａ母と担任が協力してＡを支援しようとしていた矢先に、自死が起きてしまった。

Ａは、結果として、スクールカウンセラーと面談することもなく、カウンセリングのテストの結果を生かした治療・ケアを受けることもなかった。

すなわち、Ａは、必要な時期に必要な医学的な治療・ケアを受けることができず、自死に至るプロセスを止めることができなかった。

第７　小括

１　自死プロセスの入口

本委員会が認定した「いじめ」は、Ｂら複数の生徒による悪口やからかい行為やＣの交友関係上の振る舞いであって、殴る蹴るといった暴力的なものではない。

また、Ｂは、Ａだけでなく他の生徒にも同様に悪口やからかいを行っていたこと、Ａ本人からいじめの訴えがなかったこと等の事情からすれば、本事案のいじめは、「ささいな出来事」と誤解されてしまいやすい性質のものであった。

実際に、教員や友人らの多くは、Ａがいじめに遭っていたという認識を有していなかった。

２　背景要因

人それぞれ物事の受け取り方や感受性、受忍限度は異なるところ、さらに、受け取り手の置かれている状況次第では、多くの人にとっては大した出来事でなくとも、辛く感じてしまうことがある。

他の生徒にとっては、Ｂらから同様の悪口やからかいを受けても、「いい加減にしろ」と受け流すことができていたのかもしれない。

また、他の生徒にとっては、Ｂらによる悪口やからかいがあっても、「自死のプロセスの入口」に立つことはなかったかもしれない。

しかし、Ａは自死に対する「心のハードル」が相対的に低く、Ｂらによる悪口やからかいやＣの交友関係上の振る舞いを正面から受け止め、深く傷つき、思い悩んでしまった可能性がある。

３　サポートの不足

Ａには、Ｂらによるいじめ以外にも辛いと感じる出来事があった可能性もあるが、そのような際に、Ａには悩みを素直に打ち明けることのできるほど仲の良い友人はいないと感じていた。友人には、一方的に不満を漏らし、悪口を言うことしかできていなかった。

Ａは、自身の悩みを親にも話すことができておらず、担任や養護教諭、部活動の顧問などに積極的に相談に行くこともできていなかった。

他方、担任や養護教諭、部活動の顧問も、Ａを見守る態勢を維持していたため、Ａの悩みを積極的に聞き出すことはしなかった。

また、学年主任による厳しい指導も、「学校には誰も味方がいない。」と感じさせる出来事として、Ａの孤独感を強めた一因となった可能性もある。

Ａは破滅的な絵を描いていたり、リストカットや自らの首を絞めるといった自傷行為が目撃されているが、このような行為は、誰にも相談することのできない気持ちを外部に表現する手段だった可能性がある。

４　自死プロセス

以上のとおり、Ａは、辛い気持ちを一人で溜め込んでしまい、自分に寄り添ってくれる味方がいない、学校に行きたくない、死にたいと考えるようになってしまったのではないか。

Ａが自ら周囲の人間にサポートを求めなかったこと、周囲の人間もＡの不調に気付きながらＡを遠巻きに見守ってしまっていたことから、Ａの精神状態が人知れず急激に悪化していた中、適切な時に適切なサポートを受けることもできなかった。

そのため、自死のプロセスの進行を止めることができずに、Ａの自死という結果が発生してしまったものと思われる。

第７章　学校の重大事態発生前の対応に関する考察

第１　本委員会の立場

重大事態発生前（第７章）及び重大事態発生後（第８章）の学校・市教委の対応を考察するにあたり、本委員会の立場について付言する。

本委員会は、「いじめ」による重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを調査し判断するものであり、民事上刑事上の責任を追及するものではない。

そして、その調査対象としては、事後的調査結果を含め現在本委員会において判明している全ての情報を基礎に、対応の当否を判断することになる。

端的に言えば結果論である。

重大な結果を防ぐために何をすべきかを、現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

その際、重大な結果を防ぐことはできないという結論は基本的には許されない。

また、重大事態調査は、結果を防ぐという観点からの調査である以上、客観的な裏付けは必要とせず、重大な結果発生及びその原因が「いじめ」である可能性が否定できない限りは、当該校・市教委は、結果発生防止のための措置を取るべきである。

ささいなことなのにＡの受け止め方に問題があるとか、Ａもやり返している、Ａ側に非がある等といった理由で、重大な結果発生はやむを得ないという結論を取ることは許されないし、当該校・市教委が結果発生防止のための措置を取らなくてよいということにもならない。

もっとも、当然ながら、重大事態発生当時において当該校・市教委の認識し得た事実に基づき、当該校・市教委のとった具体的措置の違法性を、裁量権濫用の有無という観点から判断するという訴訟手続とは目的と手法を異にする。

第２　事案の経過

本事案において、重大事態発生前の学校の対応（担任とＡ、Ａ保護者とのやり取り）は、以下のとおりである。

年月日	連絡相手 （手段）	主な概要
平成３０年 ７月	担任⇔Ａ母 （面談）	Ａ母が担任に、「Ａは夏休み前に手の甲に傷をつける行為があった」と連絡
９月 12 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａは学校に行きたくない気持ちが多少ある」とメールで相談
10 月 17 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａは成績のことでＡ父に怒られ、本人の気持ちが下がっている」と連絡
10 月 18 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａは合唱コンクールの伴奏をすることになり、かなりのプレッシャーを受けている。Ａ父は絶対に褒めない」と連絡
11 月 27 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａはあまり学校に行きたくない様子。２年生のうちに受験校を決めてもらいたい」と連絡
平成３１年 １月 25 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａが学校へ行きたがらなくて困っている。習い事のピアノの練習をしなくてはならず、本人はイライラしている。３年生の担任も引き続きお願いしたい」と連絡

２月　７日	担任⇔Ａ母 （面談）	当該校で担任とＡ母が面談
２月 15 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａがちょっと病んでます。」連絡
２月 18 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「病院を受診する件」を連絡
２月 21 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「一年間通っていた学習塾を辞めた。本当に何もやる気がないようで困ります」と連絡
２月 25 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「心療内科を受診すること」を連絡
３月　６日	Ａ母→担任 （メール） 担任→Ａ母 （電話）	Ａ母が担任に、「Ａが家で自傷行為をした」とメールで連絡 担任が母に電話連絡。学校でも見守っていくことを伝える。
３月 11 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａがまた自傷行為をした。手の甲と手首を傷つけていた。癖になっているみたいで心配です」と連絡
３月 11 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「都内の心療内科を受診した」と連絡
３月 12 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａは『疲れた』が口癖になっている。左手首を傷つけている回数が増えている。Ａにとって嫌いなやつがクラスにいるとＡ姉が言っていた。早急に確認お願いします。ＳＯＳです」と連絡
３月 12 日	Ａ⇔担任 （面談）	担任がＡと面談を行う。「なぜ自傷行為をしてしまうのか」を担任が聞き、Ａは「①習い事②勉強③友人Ｂ」と答え、担任がＡに「Ｂに注意をしようか」と聞くが、Ａは「先生に注意してもらうほどでもない。寝ると忘れる」と返答
３月 13 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「昨夜、ＡとＡ父が話をした。お互い頑固できちんと会話ができていない。先生（担任）には心を開いている」と連絡
３月 13 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「話せる相手（担任）がいることが重要とカウンセラーの先生からも言われました」と連絡
３月 13 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母とＡのやり取りの中で、Ａがイライラしてしまい自傷行為をしたと連絡
３月 14 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａの自傷行為のことを相談（誰かは不明）し、「通常の思春期。あと何か月かすればおさまります」と言われたことを連絡
３月 14 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「カウンセラーの先生が担任の先生にお話しできたってことはいいことですね。と言っていました」と連絡
３月 17 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母から担任に、「明日、心療内科のテストがある」と連絡
３月 18 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、Ａが自傷行為していることを連絡
３月 18 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「カウンセリングのテストを受けている」ことを連絡

３月 20 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、昨晩、ＡとＡ父が話し合い、Ａ父に怒られ自傷行為をしたと連絡
３月 22 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「Ａは成績表が返ってくることが不安で自傷行為をしてしまう」と連絡
３月 28 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「息子が誰かから消しゴムのカスを投げられ、いじめられている」と連絡
３月 28 日	担任→Ａ母 （メール）	担任がＡ母に、「Ａと話をしたところ、うるさくて嫌だと本人は言っていたが、本人は大丈夫と話していた。」「消しゴムは誰からかわからなかったです」と連絡
３月 28 日	Ａ母→担任 （メール）	Ａ母が担任に、「嫌がらせを受けていることが学校に行きたくない理由かもしれない」「イジメてくる男子と同じクラスにしないでほしい」と連絡
３月 28 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「嫌がらせをしている生徒はＢだ」と連絡
４月 11 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「昨晩、ＡとＡ父が話し合いをした。何もせず寝てばかりいることを注意され、Ａは自傷行為。Ａ母と話をしたときも『死にたい』とばかり言っている」と連絡
４月 11 日	Ａ⇔養護教諭 （面談）	体育の授業の前、自傷行為の跡を隠すため、Ａが保健室に来室。包帯を巻く。養護教諭もＡの自傷行為を確認
４月 15 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「カウンセリングの結果を報告したいので、水曜日に面談を希望したい」と連絡
４月 16 日	担任⇔Ａ母 （電話）	担任とＡ母が面談。「心療内科の診断結果はスクールカウンセラーとも共有しよう」という話をする。
４月 18 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「心療内科の検査結果をスクールカウンセラー宛に送付してもらう」と連絡
４月 19 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、 ① ノートに「死にたい」と殴り書きをしている。 ② 後ろの席の生徒はＡにちょっかいを出していないか？ ③ Ａ父からＡに検査結果を伝えられ、Ａは「自分はダメな人間だ」と余計に思ってしまったのではないか。 上記３点の内容を連絡
４月 19 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「Ａが自分でタオルを首に巻いて、首が内出血した」と連絡
４月 19 日	Ａ母→担任 （電話）	Ａ母が担任に、「友人にリストカットの傷がバレて、本人は『死にたい』と言っている」と連絡
４月 20 日	担任→Ａ母 （電話）	担任からＡ母に、昨日の様子を聞く。前日に体育の授業で、担任がＡの首のまわりの細い赤い線に気が付き「どうした？」と声をかける。Ａは「かゆくて引っかいた」と担任に伝える。 Ａ母が担任に「Ａ父がカウンセリング結果をＡに伝えた」と連絡
４月 25 日	Ａ母→担任 （電話）	６時 48 分、Ａ母が担任に、「Ａが自分の首を絞めた」と連絡

第３　重大事態発生前の学校の対応

１　当該校の認識

当該校は、Ａの入学前、小学校からの引継ぎの際に、「Ａは集団の中で配慮が必要な生徒である[redacted]」との報告を受け、職員全体で情報共有を行った。

当該校は、１学年から２学年と生活を重ねる中で、Ａが男子といるよりも女子と一緒に活動する時間が多いこと等について、周囲の生徒が理解しており、多くの生徒はＡの言動を受け入れていると考えていた。

２　自傷行為への対応

２年の７月、Ａが手の甲に傷をつける行為があったとＡ母から担任が話を聞いた。

当該校ではＡの心の傷に寄り添った支援を行うために、校長を中心に関係職員を招集して毎週開催している主任会で情報共有を図っていた。

Ａは３月１１日にも手の甲と手首を傷つけて心療内科を受診したことを担任に話した。

３月１２日には、Ａ姉がＡからの相談内容をＡ母に伝え、Ａ母はその内容を担任に連絡を入れた。担任はＡと面談して状況を聞き取り、すぐにＡの不安を取り除くための対応を行った。

しかし、３月１８日にも再度Ａは自傷行為を行ったことを担任に報告した。

さらにその２日後の２０日にも、Ａは自宅でＡ父に怒られ、自傷行為を行った。

３　「いじめ」の訴えへの対応

３月２８日には、Ａ母から、「Ｂからいじめられている。」と連絡が入り、担任はすぐにＡに事実確認を行った。

その際、Ａは担任に、「Ｂはうるさくて嫌だが、先生から言ってもらうほどではない。大丈夫」と話した。担任はＡが話していた内容をＡ母に報告した。

３年生に進級した際も、Ａ母の要望に応え、継続して２年次の担任がＡを受け持った。

４月の初めには、担任は機会があるたびに声をかけてＡの様子を観察した。

進級後に、Ａから学校生活についての不満は伝えられてなかった。

しかし、Ａは４月１９日に再度自傷行為を行った。

Ａ母は、Ａの学習面と生活面の特性を心配して心療内科を受診させていた。

担任とＡ母は何度も連絡を取り、スクールカウンセラーと情報を共有して対応するための準備を進めていたが、当該校に心療内科診断結果が届く前の４月２５日に、Ａは自宅で自死した。

第４　重大事態発生前の学校の対応の考察

１　担任の認識・対応

⑴　中学２年生夏休み前

担任は、ＢがＡに直接ちょっかいを出しているところは見たことがなかったが、Ｂが多動的で複数人にちょっかいを出すタイプであることは認識していた。

また、ＡからＣの話を聞いたことはなかったが、ＡとＣとの友人関係が一時期くっつき、その後離れたことには気づいていた。

２年生の７月、Ａ母から手の甲に傷をつけているという自傷行為の報告を初めて受けた。このとき、担任はＡの自傷行為を確認することができなかった。また、養護教諭からの情報によれば、実際の自傷行為ではなく、「手の甲に傷の模様を描いた」ものだった。

Ａ母から連絡があったことをＡには言わないでほしいという要望を受けて、Ａに状況等を聞くという対応は取らなかった。

担任は、自傷行為を確認できなかったとはいえ、Ａを注意して観察することにして、夏休み期間に連絡が取れるように、Ａ母と連絡先を交換し、「夏休み、（家で）気をつけて見てください」と話をした。

このときから、担任とＡ両親は頻繁に連絡を取り合うようになった。

Ａ母の話は、Ａから直接聞いた話ではなく、Ａ姉やＡ叔母がＡから聞いた話が多いと感じていた。

⑵　中学２年生３月頃

２年生の３月頃、Ａ母から、Ａが無気力で塾を辞めたこと、リストカットをしたことの報告を受けた。

その直後の教育相談では、Ａから自傷行為の跡を見せてもらった上、自傷行為の理由を聞き、ピアノ・勉強・仲の良い友人がいないことの悩みを直接聞いた。

その際、Ａから「Ｂからちょっかいを受けている」と聞いたが、「Ｂに指導はしなくて大丈夫」と言われたため、Ｂに直接の指導は行わなかった。

担任は、いじめという認識を強く持ったわけではなかったが、Ａを注意して見ていた。

担任が見る限り、Ａが誰かからいじめを受けている様子はなかった。

⑶　春休み

３月終わり頃（春休み中）に、Ａ母から、「Ａに誰かがちょっかいを出している」との報告があり、担任からＡ母に依頼して、Ａから名前を聞き出してもらったところ、Ｂの名前が挙がった。

そのため、同じ学年の他の担任に話をして、クラス分けを急遽変更し、

ＡとＢのクラスを分けた。

新学期が始まる前には、他の教員にも周知した。

⑷　中学３年生４月

３年次の４月の教育相談でも、ＡにＢのことを聞いたが、「それはもう大丈夫」と言われたため、Ｂに指導をしなかった。

このとき、Ａからは、女子の友達から相談を受けることについての悩みも聞いた。

これ以降、担任はＡを個別に呼び出したりして、話をすることはなかった。Ａが首を絞めたことを知ったときも、その場で「首はダメ、危ない」という話をした。Ａ母には、「家でしっかりと話をしてあげてください」と伝えた。

２　養護教諭の認識・対応

⑴　中学２年生時

養護教諭は、子ども同士の習い事が同じという関係で、Ａ両親と学校外で知り合いであった。Ａ母から相談を受けることもあり、Ａの家族の事情について、よく知っていた。

Ａが「死にたい」と言っていることを、Ａ母や担任から聞いていたが、このことを「皆が知っている」とＡに思われるのも良くないのではないかと思っていた。

そのため、Ａの事情を知らないことにしていた方がよいと判断した。

Ａ母から担任に対してリストカットの相談があった後、担任と養護教諭、スクールカウンセラーで話をした。スクールカウンセラーがＡの様子を見守り、母親に病院へつなげるという話をし、何かあったら報告しあうことを確認した。

養護教諭からはＡ母に対して、医療機関を受診した方がよいという助言は行っていない。

養護教諭は、Ａの自傷行為について知った後、「Ａが保健室に来たら話を聞こう」と思っていたが、Ａは来室しなかった。Ａをわざわざ保健室に呼び出すのは変かと思って、呼び出すことはしなかった。

⑵　中学３年生時

４月にＡが保健室へ来た時、養護教諭はＡと話をしたいと思っていた。

しかし、Ａが授業に遅れたくないと言ったので、包帯を巻き終わった後すぐに授業に行くことになった。

養護教諭が「誰かに相談できている？」と聞いたら、Ａは「姉に話をしているから大丈夫」と答えた。Ａが辛いと思っている内容については聞か

なかった。

亡くなる前日、具合が悪いということでAが保健室に来た。Aは「授業中に、みんなが急にシーンとなって怖い」という話をしていた。

Aからいろいろな話を聞きたいと思っていたので、脈を測ったり、血圧を測ったりしながら話を聞いた。Aからは、授業に行きたい気持ちはあるとか、高校には行きたいと思っているという話があった。

授業中が怖いということだったので、「何か楽になるアイテムがあるといいね」と言って、湯たんぽを渡した。

Aともっとお話をしたいと思っていたので、そのまま行かせるつもりはなかったが、Aが「じゃあ行く」と言って、戻ってしまった。

養護教諭は、Aが死にたいとノートに書いたり、破滅的な絵を描いていたりしていることは知らない様子でいた方がいいと思っていたので、Aを引き留められず、そのまま授業に行かせた。

3　部活動顧問の認識・対応

顧問は、当初はAから距離を置かれていたが、徐々にAから信頼されるようになり、絵の描き方を教えるなどして関わっていた。

Aについて、自分の気持ちを具体的に表現できず、言葉の端々から気持ちを汲み取る必要がある生徒であると認識していた。

Aはとにかく自信のない生徒であったが、文化祭の時にAの絵を額に入れて飾ったことで、自信がついたような印象を受けた。

とにかくどんな絵でも認めてあげなければと思っていたので、絵を見せられたときは、上手に描けているねと褒めるようにしていた。

Aから、一対一で、「クラスに仲が良い子がいない、うまく自分が出せない」と悩みを聞いた。

これに対し、顧問は、自身の経験談を交え、「中学校の中で完全に仲良しの子が今すぐできるのもなかなか（難しい)、学校は（人数が）少ない世界だから。」という話をした。

Aは、体を傷つけたり、血を流したりするような絵、破滅的な絵を描くことが多くあったので、心配していた。

本人を否定しないように、どうしてこんな絵を描くのかという理由は一切聞かずに、とにかく描きたい絵を描かせていた。

Aには、「すごく上手に描けているけど、みんなに見てもらえるように飾って、自信もって飾れるようになるといいね」と声をかけた。

顧問としてできることは、Aに自然に接すること、絵を認めてあげることだと思っていた。

中学２年生の終わりころ、職員会議で、「Ａ母が、Ａが自傷行為をするのではないか、自死するのではないかという心配をしているので、学校でも様子を見てほしい」という話は聞いた。

しかし、Ａの自傷行為跡を見たことはなかったため、Ａが実際に自傷行為をしているというよりは、Ａが自傷行為をするかもしれないという意識であった。

美術部でもカッターの扱いに気を付けたり、様子を見たりしていたが、美術部の中では、自死をするのではないかと心配になるようなことはなかったので、あえてそういう話題を出したりしないで、様子を見る形をとっていた。

Ａが心配な絵を描くことが気になって、担任に話をしたことはあるが、スクールカウンセラーに相談したことはなかった。

４　学年主任の認識・対応

学年主任は、昇降口で毎朝、遅刻しそうな生徒全員に、平等に厳しく指導をしていた。

Ａが「学校に行きたくない」と話していることを担任から聞いていた。

中学２年生の冬休み前、Ａに対し、「来週でもう冬休みに入るんだから残りは全て余裕をもって来られるようにしなさい。頑張りなさい。」と指導をした。

また、中学２年生の冬頃、学年全体として遅刻をする生徒が増えていた。

そのため、学年主任は、自分が担当する授業の際に、全てのクラスにおいて、「毎朝遅刻してくる者が増えてきている。遅刻が増えると私立高校の受験にも影響がある。だから遅刻はダメ。気をつけなさい。」という話をした。

Ａに対してでも、特定の誰かに言ったわけでもなく、クラス全体に指導をした。Ａの遅刻が際立って多いという印象はなかった。

５　校長の認識・対応

⑴　中学２年生時

Ａに関する直接の話はなく、情報交換の中で「こんな生徒がいます」という話題が出た程度だったため、印象としては強く持っていなかった。

⑵　春休み

２年生の終わり、３年生に進級する頃、「ちょっと心配な子がいます」と生徒指導担当（担任）からＡのリストカットに関する情報が入り、その時からクローズアップされてきた。

⑶　中学３年生時

リストカットの話を他の教諭からも聞いたので、Ａの様子を注意して

見ていくことを職員会議で確認した。

３月の時点でリストカットを把握してからは、担任がカウンセラーとＡ母をつなぎ、４月に一度面会した。

６　自殺企図に対する学校の認識・対応

本事案において、平成３１年４月１９日頃、Ａは自宅でタオルを首に巻いて絞めるという自殺企図を行った。

４月１９日、担任はＡの首のあたりが赤くかきむしったような状態になっていることに気づき、Ａに「かゆくなって首をかいちゃったのか」と話しかけたところ、Ａは「はい、かいちゃいました」と答えた。この時点では、担任はそれが自殺企図の痕だとは気づかなかった。

その後、同日、Ａ母から担任に「Ａの首に内出血、もしかしてタオルで首を絞めたのかも」という連絡が来た。

翌４月２０日、担任はＡと話し、首を絞めた話を聞いた。Ａは「はい、しびれました」と答えたので、担任は「首は命に関わるからダメだ、危ない」と話した。その後、担任はＡ母に連絡し、「家の方でしっかりと話をしてあげてください」と伝えた。

この件について担任は主任会で報告した。その際、「危険が高まっている」との意見が出た。

４月２４日（死亡の前日）、具合が悪いということで保健室を訪れたＡに対して、養護教諭は、脈を測ったり、血圧を測ったりして湯たんぽを渡した。養護教諭は、Ａが死にたいとノートに書いたり、破滅的な絵を描いたりしていることは知らないことになっていたので、「じゃあ行く」というＡを引き留められず、Ａの辛さや希死念慮について尋ねることはなく、そのまま授業に行かせた。

７　各対応の問題点

⑴　担任の対応の問題点

ア　担任は、Ａ両親やＡからある程度の信頼を得ていたことがうかがわれる。

担任も、Ａの悩みを聞いてアドバイスをするなど、ある程度のサポートをしていた。

２年次７月にＡ母から自傷行為の報告を受けたが、このときは、「Ａ母から担任に連絡があったことはＡには言わないでほしい」というＡ母の要望を尊重して、Ａに直接聞かず、気を付けて観察するようにした。

２年次３月に、Ａ母から再度の自傷行為の報告を受け、Ａの教育相談

で直接的に自傷行為を確認したことで、中学２年生の３月には、「いじめがある」と強く認識したわけではなかったものの、「気を付けてＡを見ていこう」と考え、見守っていた。

学校としてＡのリストカットに特化して対応したことは、担任が３月１２日に１回、Ａと面談を行ったのみである。

イ　第６章で考察したとおり、ネガティブイベントに直面した者は、他者からサポートを受けられなければ、自死プロセスが進行してしまう。

自己肯定感が低く、[redacted]Ａは、他の生徒よりも、自死プロセスの進行が早い可能性がある。

担任は、自己肯定感が低く、[redacted]Ａの特性を認識していた。

そのため、遅くとも、Ａから「Ｂにちょっかいを受けている」という話を聞いて「いじめ」の可能性を認識し、また、Ａが激しい自傷行為をしていることを認識した中学２年生３月の時点では、Ａを見守るだけでなく、専門職の力も借りて、Ａに一刻も早く適切なサポートを受ける機会を提供することができたらよかったのではないか。

また、Ａ両親とも協力して、保健室登校や学校を休ませるといった対応を検討したり、Ａ両親に医療的対応を強力に要請したりするなど、危機介入をすることも必要だったかもしれない。

ウ　このような行動を取るには、遅くとも中学２年生の３月の時点で、Ａの状態が極めて危険であり、自死の危険性もある状況を、適切に認識する必要がある。

もちろん、後述するとおり、担任１人でこのような判断を取ることは困難であろう。

したがって、担任は、いじめの可能性も含め、Ａの状況について組織的に情報を共有の上、Ａ両親の協力を得ながら、Ａをすぐに適切な医療機関へ連れて行く等の積極的なサポートをする必要があったと思われる。

エ　また、自死のプロセスの進行を食い止めるには、できるだけ早期に、適切なサポートを与えることが重要である。

Ａ母から初めて自傷行為についての電話連絡があった２年次７月時点では、どうやらＡの手の傷は描かれたものであり、実際に傷をつけるまでには至っていなかったようである。

しかし、手に傷を描くという行為は、自傷行為の予行演習と捉えられるものであり、Ａの内面の不安定さの一端を察知することは可能であっただろう。

この時点では、Ａ母から、「（Ａ母から担任に）連絡があったことは言

わないでほしい」との要望があったようだが、これは、親による告げ口をＡに伝えないでほしいというものであって、担任がＡに声をかけること自体を制限するものとは思われない。７月の段階でＡから話を聞くことができていれば、もう少し早い段階で医療的な治療を受けるきっかけとなったり、担任らがＡを見守るだけでなく、積極的なサポートをする期間を長く確保できた可能性もある。

⑵ 養護教諭の対応の問題点

ア　養護教諭は、Ａの希死念慮や自傷行為について、担任やＡ母から聞いて認識していたが、「皆が知っている」とＡに思われるのもよくないと考え、Ａに対しては、事情を知らないままの様子でいた方がいいと考えた。

そのため、Ａをわざわざ保健室に呼び出すことはせず、Ａが何らかの用事で来室するのを待っていた。

また、Ａが来室した際には、できるだけ話を聞きたいとは考えていたものの、事情を知らない様子を保つために、Ａから積極的に悩みを聞き出そうとすることもしなかった。

イ　当然、Ａの気持ちに配慮することは大切である。Ａが直接話をしていないことを、養護教諭が知っていて話を聞かれたとしたら、Ａは良い気がしないかもしれない。

しかし、Ａの気持ちに配慮することでＡに適切なサポートができないのであれば、それは本末転倒である。

そして、Ａの生命・身体に危険が生じ得る状態であれば、多少強引にでも、早急にＡから話を聞き出し、適切なサポートをして、重大事態の発生を防止することの方が重要であろう。

ウ　また、Ａ両親・教師間でＡの情報を共有していることについて、「Ａ両親や担任がＡのことを心配して教えてくれた」と経緯を伝えれば、Ａに不愉快な思いをさせず（または、不愉快な思いを軽減でき）、養護教諭が危惧する事態が発生しない可能性もあった。

仮に、Ａを不愉快な思いにさせたとしても、Ａには味方が大勢いることをＡに伝えることができて、サポートにつなげることも可能だったのではないか。

他方、養護教諭の判断どおりにＡの事情を知らないままの様子を貫いていたとしても、聞き方さえ工夫をすれば、Ａの話を聞いてあげることは可能だったのではないか。

いずれにせよ、「Ａの情報を共有していない様子を取るべきだ」という考え自体も、養護教諭が単独で判断したようである。

担任を含め、複数の教員で、Ａへの対応・役割分担等を検討した方が良かったのではないか。

エ　学校現場において、「自死の危険性」を判断し、医学的治療の必要性を判断できるのは、養護教諭とスクールカウンセラーである。

そして、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第９条には、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」という定めがある。

すなわち、養護教諭には、その他の職員の中心として、相互協力して、生徒の心身の状況把握を行うことが求められる。

また、養護教諭は、頻繁な自傷行為や「死にたい」という発言等から切迫した自死の危険性を判断し、積極的な危機介入を期待される立場でもある。

オ　Ａが自発的に保健室に来るのを待つのではなく、養護教諭の側からＡに積極的にサポートをする体制を取る必要があったのではないか。

例えば、Ａを保健室に呼び出す等して、Ａの内面を探るような面談を実施し、ゆっくりとＡの話を聞いてあげることができたらよかったのではないか。

また、スクールカウンセラーと協力して、医療機関でのケアの必要性を検討し、Ａに適切な精神医療を受診する機会を提供することができたらよかったのではないか。

Ａ家族に対しても、専門的な観点から、早急な医療機関の受診を勧め、できれば、医療機関の選び方等も含めてサポートしてあげることも必要だったのではないか。

カ　養護教諭は、Ａの辛さに傾聴することなく、遠巻きに見ているだけであり、「何か言ってきたら対応しよう」という姿勢を崩すことはなかった。

当該校において、「こちらから問いかけ、辛さに傾聴し、一緒に考える」というリストカットに関する外部研修（講演会）の内容がまったく活かされていなかったこと、リストカットや自傷行為に関する校内研修会も行っていなかったことは遺憾である。

精神保健の知識を有すると考えられる養護教諭は、スクールカウンセラーとともに、Ａ両親に任せてしまうのではなく、リストカットの危険性を理解し、関係する教員に対応の仕方を教示すべきであった。

⑶　部活動顧問の対応の問題点

ア　顧問は、Ａが自身の気持ちをはっきり話すことが苦手な子であることを認識していた。また、担任から、Ａが自死するかもしれないから見守ってほしいという話も聞いていた。

Ａの自己肯定感の低さを認識し、Ａに自信をつけさせようと、Ａが描いた絵はとにかく褒めて、Ａを認めてあげようと思っていた。

イ　もちろん、自分が描いた絵を肯定されることは、成功体験につながり、自己肯定感を高める効果が期待できるが、内心を吐き出させるだけでは、Ａの状態の根本的な解決にはつながらない。

Ａの破滅的な絵画に対して、描いた理由を一切聞かずにとにかく描きたい絵を描かせることは、専門的見地から言えば、穏やかならざる精神内界の扉が開いたままになってしまい、危険性を伴う対応である。

本来であれば、描画の動機や意味を問い、精神内界を語らせて、必要ならカウンセリングにつなげることが理想の対応であったが、顧問はスクールカウンセラーに対応の仕方を相談することもなかった。

ウ　絵を描くことは、Ａにとって、Ａの内心を非言語的に出せる絶好の機会であったと思われる。

そのため、Ａが破滅的な絵を描いたときに、その絵をただ単に褒めるだけでなく、「どうしてこのような絵を描いたの？」と積極的に質問をして、Ａに内心を言語化させ、Ａの内心に迫りつつ（「こちらから問いかけ、辛さに傾聴し、一緒に考える」）、スクールカウンセラー等の専門家と連携して、適切なサポートを行うことができればよかったと思われる。

⑷　学年主任の対応の問題点

ア　学年主任は、他の教員や生徒の証言からも、生徒全員に等しく厳しい教員である。

厳しく指導する教員は、学校の秩序を守るため、一翼を担っている部分がある。また、遅刻者への指導も、学校教育に必要であることは間違いない。

しかし、学校に来るだけで精一杯な状態の生徒には、たとえ遅刻をしたとしても、これを厳しく指導をすることは適切ではない。仮に「全体に対する注意」であっても、「遅刻」という行為をとがめる内容である以上、遅刻をした（けれどもなんとか学校に来た）本人を追い詰めてしまう可能性がある。

イ　実際に、生徒の証言によれば、学年主任は、Ａだけでなく、遅刻してきた生徒全員に対し、「何やってんだ」「休むか早く来るかどっちかにしろ」などと強い口調で厳しく注意をしていたようである。

また、学年主任が、遅刻したＡ１人に対し、授業中に他の生徒の面前で、「クソガキ」「遅刻するくらいなら来るな」と注意するところを見たり、学年主任の注意を聞いて、Ａが「学校に来なきゃよかった。」と言ったことを聞いたりした生徒もいる。

学年主任としては、どの生徒にも平等に厳しく接していたとの認識かもしれない。しかし、Ａは他の生徒よりも遅刻の回数が多かったため、学年主任から厳しく指導される回数が他の生徒よりも多くなっており、Ａや同級生からすれば、クラス全体の前で、Ａがやり玉に挙げられていると感じていた可能性がある。

当時、学校に来ることだけで精一杯な状態だったＡからすれば、クラス全員の前で遅刻を注意されたことで、苦痛を感じたことは想像に難くない。

結果として、２年次の冬頃、遅刻に関する画一的な生徒指導を行ったことは、当時のＡにとって、不適合な対応であった可能性がある。

学年主任は、Ａの自傷行為が発覚してからは、あまり厳しいことを言わなくなり、Ａの掃除が丁寧なことについて、「これはＡしかそんなことできないな。やっぱ一番だな。」と、Ａを認めてあげるような声掛けをしていたようである。

しかし、もう少し早い段階で、学校全体としてＡの状態に気がつき、遅刻に関して、Ａに配慮した指導ができればよかったのではないか。

⑸　校長の対応の問題点

ア　職員会議や主任会等でＡに関する情報が共有された際、Ａに対して支援が必要な状況であることを認知しておきながら、担任や関わりのある教諭から積極的にＡの状況を確かめることはなく、具体的な対応の指示を出さなかった。

Ａへの対応について、担任や関わりのある教諭を中心に検討するよう働きかけることができればよかったのではないか。

イ　自傷行為を繰り返す生徒の存在が明らかになった後に、そうした生徒への具体的な対応の仕方を確認するための全教職員を対象とした研修の場を設定しなかった。

また、Ａが自傷行為を繰り返し行っていることを教職員が認知した際、生徒の命の安全を確保するために、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図って、速やかに関係機関を活用する等の対応を示さなかった。

自傷行為をする生徒はＡが初めてではなかったのであるから、学校として、生徒の自傷行為への対応に関する研修を行い、教師の理解を深め

るとともに、自傷行為を認知した後の行動を予め教師間で話し合い、方針を決めておくことも必要だったのではないか。

⑹　自殺企図への対応の問題点

本事案においては、重大事態発生の１週間前に、リストカットから縊頚（いっけい）（首を圧迫すること）に手段が移っている。

これは、Ａの自死のリスクの高まりを示唆するものであって、緊急事態であることは、専門的知見がなくとも認識し得る。

実際に、当該校の主任会でも、「危険が高まっている」との意見が出ていたが、この段階になっても、教員らは誰も、Ａに希死念慮・自殺念慮を尋ねて傾聴することはなく、Ａ両親へ対応を任せてしまっていた。

生徒が自身の首を絞めるという極めて危険な行動を取った際には、医療機関への入院をＡ両親に強く勧めるなど、家庭への積極的な働きかけも含め、学校として、生徒の命を守るためにできることは何でもすべきであったのではないか。

８　教員の対応に問題が生じた要因

⑴　教員らの思い込み

担任は、Ａ母から自傷行為について話があった際、他の教員に情報提供し、一定の情報共有は図られていた。

しかし、当該校の教員らには、以下のような思い込みがあったため、担任を中心に「教員らがＡを見守っていれば十分である」という考えにつながり、結果として、Ａへのサポートが不足してしまったのではないか。

ア　良い学校・良い生徒である

複数の教員らが、「当該校は[redacted]暖かい雰囲気である」、「生徒たちは、特性のあるＡのことを受け入れ、認めてあげていて、素晴らしい」等を話しており、「良い学校」、「良い生徒」と考えていた。

また、当該校の校長は、本校は[redacted]校なので、「学校の中で起こることはだいたいそんな間違っていない」とも話している。

このような捉え方こそが、教員らに、Ａが深刻ないじめを受けているはずがない、当該校に深刻ないじめがあるはずないというような先入観を与えてしまった可能性がある。

その結果として、Ａに対するいじめの疑いを探知できなかった、探知を遅らせてしまった、探知しても具体的に対応しなかった可能性がある。

イ　からかい程度はいじめではない

複数の教員が、「Ｂはふざけて悪口を言うような子であった」、「Ｂは

Ａだけでなく他の子にも悪口を言ったり、ちょっかいをかけていた」と話している。

すなわち、教員らは、ＢがＡに対して悪口を言っている場面を目撃していないにしても、Ｂが人をからかう等の行為をする生徒であることは認識していた。

また、担任は、ＡやＡ両親から、Ｂにからかいを受けていることを聞いていたにもかかわらず、Ａ自身が「大丈夫」と言っていたことから、Ｂの行為を「いじめ」と捉えていなかったようである。

このように、教員らが、「からかい程度はいじめではない」と思い込んでしまっていたからこそ、Ａの自傷行為もいじめが原因ではない、学校での出来事が原因ではない等という考えにつながり、結果としてＡへの積極的なサポートができなかった可能性がある。

ウ　Ａを「見守る」べき

教員らは、誰もＡの悩みを聞き出そうとしたりせず、見守りの態勢に徹してしまっていた。

その背景には、「生徒が助けを求めてくるまでは見守るべき」、「注意深く見守って、何かあったときにすぐに対応すれば大丈夫」というような考えがあったと思われる。

もちろん、生徒を見守ることは重要である。教師が積極的に関わるのではなく、生徒が自ら考えて行動することを尊重し、促すことが重要な場面は多いであろう。

教師が生徒の様子を注意深く見守っていれば、生徒一人では解決できそうにない状況や誤った方向へ行きそうな状況を発見した際に、手助けができて、そのような見守り態勢は功を奏するかもしれない。

しかし、これはあくまでも、教師が手助けの必要な生徒を認識できる状況でなければ成立しない。

生徒の中には、外部に助けを求めることができない、自分の内面を外にうまく表現できない生徒がいる。そのような生徒の場合、外部からは内面を推し量ることが難しい。また、生徒から助けを求めてくるまで、見守るという対応では、このような生徒には、適切な時期に適切なサポートを行うことができない。

本事案でも、複数の教員から、Ａは、自己肯定感が低く、自信がない生徒であり、自分の気持ちを上手く話せないとの見立てが得られた。

教員らがこのようなＡの特性を把握していたのであれば、Ａが教師の助けを求めていない（ように見えた）といっても、どこかの時点で「見守り態勢」から「積極的なサポート態勢」に切り替えて、積極的にサポ

ートするべきではなかったか。

エ　リストカットの軽視

本事案で、「見守り態勢」から「積極的なサポート態勢」へと切り替える契機として、外部から把握できたものに、Ａのリストカットが考えられる。

当該校では、リストカットをする生徒がＡ以前にもいたが、養護教諭が外部で受けた研修会の内容を伝達するだけで、リストカット対応に関する研修会は行われていなかった。

研修会の資料には、「援助を求めてきたことを褒める、問題の解決を援助する、心の痛みと自死のリスクをアセスメントする。『距離をとれ』ではなく『チームを組め』」等とあるが、学校として、リストカットをした生徒への対応・方針は定まっていなかった。

本委員会が写真で確認したＡのリストカット跡は、肘にまで及んでおり、その程度は明らかに激しいものであった。

リストカットをＡの心のＳＯＳだと受け止め、「見守り態勢」から「積極的にサポートする態勢」への転換点と捉えることができたらよかったのではないか。

当該校では、学校としてのリストカット対応・方針が定まっていなかったため、個々の教師がそれぞれ「見守り態勢」のまま、誰もＡとの距離を積極的に詰めることなく、Ａの状況を見過ごしてしまったのではないか。

オ　学校に問題はない

当該校は「いい学校」、「いじめはない」という思い込みから、Ａの自傷行為の原因は学校以外のところにあると思い込んでしまっていなかっただろうか。

Ａ母がＰＴＡ活動など学校現場に積極的に関わっており、Ａ姉も当該校出身で、養護教諭とは個人的につながりもあった。

実際に、養護教諭は、「本校は、とても温かい雰囲気で、先生方は誰に対してもちゃんと話を聞くし、常に目をかけている感じである」として、当該校には問題がなかったと認識しており、Ａがリストカットをしていた当時、Ａ母に対して、「Ａはピアノも絵も上手で、足も速くて才能があるのに、なんでこんなに死にたいと思ってしまうのか、どうして自分を否定してしまうのか、Ａに聞いてください」と言って、Ａ両親にＡのケアを依頼している。

他の生徒と比べて、Ａの家庭の情報を当該校が多く把握していたことも、「当該校に原因がない」と思い込みやすくなっていた可能性もある。

当該校の問題ではないのであるから、当該校にできることはない、当該校としてはＡを見守ってあげていれば大丈夫、というように考えてしまっていなかっただろうか。

カ　生徒のリストカットには親が対応すべき

本事案においては、Ａ両親からの連絡で、「Ａがリストカットをしているかもしれない」と当該校が認識した当時、学校としては、「いじめは見受けられず、むしろＡ姉が在校していた時から、家庭内に問題がありそうであった」と認識していたこと等から、「リストカットは親が対応すべきこと」、「親も把握していることだから、家庭で対応すべきこと」と考えてしまっていなかったか。

そして、実際に、Ａ両親がＡを心療内科に通わせ始め、平成３１年３月１８日にはＡに心理検査を受けさせたことから、学校としては、「あとは親に任せておけばよい」と思ってしまったのかもしれない。

⑵ 情報共有が不十分

ア　当該校では、主任会・職員会議・日々の職員同士の会話により、一定程度の情報共有が図られていたようである。

しかし、以下の証言からして、教員等の情報共有は不十分であったと評価せざるを得ない。

・担任は、部活動顧問から、Ａが暗い絵を描くこと等について、普段の会話の中で話を聞いていた。普段の会話の中で話を聞いていたので、頻繁に聞いたわけではない。Ａが自死する直前に描いていた絵については聞いていない。

・担任は、養護教諭から、Ａが湯たんぽを借りに来たときに、「クラスがシーンとして勉強をしているのが怖い」という話をしたことを聞いたが、養護教諭がどういう対応をしたのかは聞いていない。

・担任は、[redacted]と感じていたが、学校の組織的な対応はなかった。

・部活動顧問は、Ａが実際に自傷行為をしていたことを知らなかった。

・校長は、担任がＡ母と連絡を取り合っていることは知っていたが、自死の前は、メールの頻度までは知らなかった。

・校長は、養護教諭に対し、繰り返しリストカットをしている生徒の対応について相談することはなかった。

・校長は、自傷行為後にあった教育相談のときに、Ａと担任が話した内容（なぜ自傷行為をしてしまうのかについて）を聞いていない。

イ　情報共有・集約の仕組みが整っていないと、対象となる情報の取捨選択や情報を共有する教員の範囲が各教員の判断に任されることとなり、

重要な情報が共有されない可能性がある。

そして、重要な情報が共有されていないこと自体に、他の教員が気づくことができない可能性も高い。

たとえ[redacted]、情報共有・集約の仕組みをきちんと整えるべきである。

また、情報をただ共有・集約するだけでなく、事例検討会や研修会のように教員同士が理解を深める場を設定したり、緊急度が高い生徒に対してはチームとして対応したりする等、組織的対応が必要である。

第８章　当該校及び市教委の重大事態発生後の対応

第１　事案の経過

本事案において、重大事態発生後の市教委（指導課、区・教育担当）と当該校・Ａ保護者の対応は、以下のとおりである。

年月日	連絡相手	主な概要
平成３１年 ４月 25 日	市教委	市教委にメールで一報が入る。 区・教育担当が医療機関に到着。校長、担任、担当課長、指導主事でＡ両親と面談
４月 26 日	市教委	終日、区・教育担当３名、指導課指導主事１名、生徒への周知フォローの為に教育相談センター指導主事１名、スクールカウンセラーを学校へ派遣
４月 26 日	市教委⇔学校	区・教育担当が学年職員から聞き取り
４月 26 日	保護者⇔当該校・市教委	校長、区・教育担当がＡ宅を訪問。Ａ両親から事実解明の依頼を受ける。
４月 27 日	市教委⇔当該校	区・教育担当が学年職員から聞き取り
４月 28 日	当該校⇔市教委	学校と市教委で、５月６日～11 日までのカウンセラー派遣について確認
４月 28 日	市教委⇔当該校	区・教育担当が部活動顧問から聞き取り
４月 29 日	市教委⇔当該校	区・教育担当が養護教諭から聞き取り
令和元年 ５月２日	当該校⇔市教委	区・教育担当が校長と「教育相談・聞き取りの進め方」について打合せ
５月 11 日	当該校⇔教育相談センター	教育相談センター担当者来校。教育相談・聞き取りの進め方について打合せ
５月 13 日	市教委	教育長への報告
５月 13 日	当該校⇔市教委、教育相談センター	区・教育担当、教育相談センター担当者が校長と、教育相談・聞き取りの進め方について打合せ
５月 15 日	当該校⇔教育相談センター	校長が職員の状況を心配して教育相談センター担当者に相談
５月 15 日	当該校→市教委	校長が、Ａ保護者に対する調査状況の報告予定を連絡し、報告の場に同席を依頼
５月 17 日	当該校・市教委⇔Ａ家族	Ａ母、Ａ姉、Ａ叔母、Ａ親戚（従妹、Ａ叔母の娘）が来校。学校の説明に納得せず、今後は区・教育担当が対応することになる。５月 21 日に区役所への来

		所を約束
５月 20 日	Ａ両親→市教委	Ａ母から、面談場所変更の連絡 Ａ父から連絡が入り、学校で校長と３年の担任との面談を要求
５月 21 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ自宅を訪問することを連絡
５月 23 日	市教委⇔当該校	市教委と学校で、今後の区・教育担当の調査方法について確認
５月 27 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母にカウンセラーの都合を伝える。
５月 28 日	Ａ両親→市教委	Ａ両親が区・教育担当に「Ａ姉へのカウンセリングは必要ない」と連絡
５月 28 日	当該校→市教委	Ａ母とＣ母のトラブルを、学校が区・教育担当に連絡
６月４日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当にＡ自宅での面談を要求
６月 10 日	市教委→Ａ家族	区・教育担当がＡ自宅を訪問
６月 11 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当にＡ姉の様子を連絡
６月 12 日	当該校⇔市教委	区・教育担当が学年職員から聞き取り
６月 17 日	当該校⇔市教委	区・教育担当がＡ担任から聞き取り
６月 18 日	当該校⇔市教委	区・教育担当が学年職員から聞き取り
６月 20 日	市教委→Ａ母	区・教育担当が「教職員への聞き取り」や「検討会」の途中経過をＡ母に報告
６月 25 日	当該校⇔市教委	区・教育担当が部活動顧問から聞き取り
７月２日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、次回の面会（訪問）の調整の連絡
７月２日	当該校⇔市教委	区・教育担当が養護教諭から聞き取り
７月３日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、次回の面会（訪問）の調整の連絡
７月４日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に、次回の面会（訪問）の調整の連絡
７月５日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、今後の調査方法を説明
７月５日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に、２年次の状況を調査するよう依頼
７月 10 日	Ａ母・Ａ叔母⇔市教委	Ａ母、Ａ叔母が区役所に来所
７月 12 日	Ａ母→市教委	Ａ母が、区役所に来所
７月 12 日	市教委⇔当該校	区・教育担当が学校と情報交換
７月 23 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。要望書を持参
８月１日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、７月 23 日以降の経過と今後の対応について説明
８月２日	Ａ母→市教委	Ａ母から区・教育担当に連絡
８月７日	当該校→市教委	校長が区役所に来所。教育相談の実施状況を報告
８月 23 日	市教委→当該校	区・教育担当が学校を訪問。関係者の聞き取りについて連絡
８月 27 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、これまでの経過を報告
８月 27 日	Ａ父→市教委	Ａ父が区・教育担当に電話連絡。学校のいじめ対応

		についての問合せ
８月 30 日	第２回川崎市いじめ問題専門・調査委員会	第２回川崎市いじめ問題専門・調査委員会を実施 本事案に対する対応を相談
９月３日	市教委→当該校	区・教育担当が学校を訪問。今後の関係者の聞き取りについての調整
９月４日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、８月 30 日の会議の報告と今後の方向性の連絡
９月６日	当該校→市教委	校長から区・教育担当に連絡。関係者の聞き取りに関する調整
９月６日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。Ｂ、Ｃ、Ｄに関するＡ母側の情報提供
９月 12 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に連絡。関係生徒の家族には「聞き取り」という形ではなく「指導」で入ってほしいと要望
９月 27 日	当該校→市教委	学校が区・教育担当に、担任がＡ母に卒業アルバムの件を連絡した後、母の知人から学校に連絡があったことを報告
10 月２日	市教委⇔Ｃ	区・教育担当がＣから聞き取り
10 月４日	市教委⇔Ｂ	区・教育担当がＢから聞き取り
10 月７日	市教委⇔Ｄ	区・教育担当がＤから聞き取り
10 月 10 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に経過報告
10 月 10 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に、報告会の日程調整を連絡
10 月 15 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に、報告会の日程調整を連絡
10 月 17 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、報告会の日程調整を連絡
10 月 17 日	市教委→当該校	区・教育担当が当該校に、報告会の日程調整を連絡
10 月 21 日	当該校→市教委	校長が区・教育担当に学校の様子を報告
10 月 21 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、報告会の場所を連絡
10 月 24 日	市教委→当該校	区・教育担当が学校に経過報告
10 月 25 日	市教委⇔Ａ家族	市教委がＡ保護者に向けての報告会を実施。Ａ両親、Ａ叔母が出席
10 月 28 日	Ａ母・Ａ同級生保護者→市教委	Ａ母とＡ同級生保護者が区役所に来所。区・教育担当が対応
10 月 30 日	Ａ母→市教委	Ａ母が学校教育部長との面談を要求。区・教育担当が対応
10 月 31 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、経過を報告
11 月１日	市教委	詳細調査へ移行
11 月６日	Ａ母→市教委	Ａ母が指導課に連絡
11 月７日	Ａ母→市教委	Ａ母が指導課に連絡
11 月８日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母と面会の日程調整
11 月 11 日	Ａ母→市教委	面会の日程調整
11 月 12 日	Ａ母→当該校	Ａ母が学校に来て、Ｂに詰め寄った。
11 月 12 日	市教委→当該校	区・教育担当が学校を訪問。生徒下校見守り。情報

		収集
11 月 15 日	市教委→Ａ家族・Ａ同級生保護者	指導課がＡ家族への経過説明の会を実施。Ａ母、Ａ叔母、その他Ａ同級生保護者２名が参加
11 月 16 日	Ａ同級生保護者→市教委	11 月 15 日に同席したＡ同級生保護者１名が、区役所に来所。区・教育担当が話を聴く。
11 月 22 日	Ａ同級生保護者→市教委	11 月 15 日に同席したＡ同級生保護者１名（11 月 16 日に来所した方とは別の方）が区役所に来所。区・教育担当が話を聴く。
11 月 29 日	当該校→市教委	校長が区役所に来所。経過報告。情報交換
12 月 25 日	当該校→市教委	学校が区・教育担当に経過報告
令和２年 １月８日	市教委→Ａ家族	11 月 15 日の回答を求める手紙を送付
１月 29 日	市教委→Ａ母	指導課がＡ母に、調査委員会に諮問することを連絡
２月 14 日	市教委	当委員会への諮問、第１回会議
２月 25 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、調査委員会によるアンケート実施を連絡
２月 26 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当にアンケート内容の確認を要求
２月 28 日	市教委→Ａ家族	区・教育担当がＡ宅を訪問し、アンケート内容の確認
３月２日	市教委⇔当該校	区・教育担当が学校を訪問し、アンケート内容を確認
３月６日	当該校→市教委	学校が指導課に連絡。卒業式の対応について連絡
３月６日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に連絡。アンケートについての問合せ
３月９日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に連絡。アンケートの質問についての回答
３月 13 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に連絡。３月 17 日の調査委員会の会場について連絡
３月 23 日	Ａ母→市教委	Ａ母から区・教育担当に連絡があり、「調査委員の方と連絡が取りたい。」と要望。区・教育担当から調査委員会へ確認した内容を連絡
５月１日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に連絡。新型コロナウイルス感染防止の観点から、調査委員会の延期を連絡
５月 11 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員会宛の手紙を持参
５月 15 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区・教育担当に連絡。今後の調査日程について確認
５月 29 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に連絡
６月 26 日	Ａ母・Ａ同級生保護者→市教委	Ａ母とＡ同級生保護者が区役所に「保護者の要望書」を持参
７月 10 日	Ａ同級生保護者→市教委	Ａ同級生保護者が区役所に来所。「保護者の要望書」を持参
７月 27 日	匿名保護者→市教委	匿名保護者が区役所に来所し、「保護者の要望書」を持参
７月 27 日	Ａ同級生保護者→市教委	Ａ同級生保護者が区・教育担当に連絡。「保護者の要望書」に関する問合せ
７月 28 日	Ａ同級生保護者→	Ａ同級生保護者が区・教育担当に連絡

	市教委	
7月29日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者が区・教育担当に連絡
7月30日	市教委→A同級生保護者	区・教育担当がA同級生保護者に連絡
7月31日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者が区・教育担当に連絡
10月20日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者2名が区役所に来所。「保護者からの手紙」を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
11月2日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者1名が区役所に来所。「保護者からの手紙」を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
12月9日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者から連絡
12月15日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者1名が区役所に来所。4名分の「保護者からの手紙」を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
12月21日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者から連絡。12月15日の文書の扱いについて連絡
12月24日	市教委→A母	調査委員会の進捗状況を連絡
令和3年 1月21日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者1名が区役所に来所。「要望書」3通を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
2月10日	A母→市教委	①教育委員会の記録の開示請求について ②令和元年11月12日の学校での出来事について ③教育長宛の手紙の扱いについての3点の問合せ
2月19日	A同級生保護者→市教委	調査委員への「要望書」を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
4月7日	A同級生保護者→市教委	A同級生保護者1名が区役所に来所。「要望書」2通を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
4月9日	A両親→市教委	A両親が区役所に来所。「封書」1通を持参。「調査委員に渡してほしい」と区・教育担当に依頼
4月12日	市教委→A母	・4月9日に不在だったことの謝罪 ・「記録」についての返答。 ・「公文書開示請求」の説明
4月22日	A両親→市教委	A両親が区役所に来所。調査委員宛の「封書」1通を持参
5月13日	A母→市教委	・「開示請求について」の手続の方法の質問 ・関係生徒の聞き取りについての質問
5月14日	A母→市教委	「開示請求」の手続き、申請方法を確認
5月19日	市教委→A母	「開示請求」についての内容確認
5月21日	市教委→A母	「開示請求」についての内容確認
5月26日	市教委→A母	「開示請求」についての内容確認
5月27日	A母→市教委	「開示請求」についての内容確認。日程の調整
7月5日	A母→市教委	指導課に来所。「学校から教育委員会への11月12日

		の報告資料」に関しての問合せ
７月６日	Ａ母→市教委	Ａ母から書面での回答を要求。区・教育担当から返答することを連絡
７月９日	市教委→Ａ母	７月６日の問合せの回答を電話で連絡
７月 13 日	市教委→Ａ母	７月６日の回答を郵送
７月 29 日	Ａ母→市教委	区役所への来所の連絡
７月 30 日	Ａ母→市教委	Ａ両親が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
８月 13 日	市教委→Ａ母	緊急事態宣言が発令された関係で、８月の調査委員会が延期になったことを連絡。不在
８月 19 日	市教委→Ａ母	緊急事態宣言が発令された関係で、８月の調査委員会が延期になったことを連絡
８月 19 日	Ａ母→市教委	・調査委員への「要望書」を持参 ・「関係者への聞き取り」を要望 ・「調査委委員会開催」についての要望
９月 28 日	Ａ母→市教委	・調査委員への「要望書」についての確認
10 月 29 日	市教委→Ａ母	・「中間報告」日程調整の連絡
11 月 10 日	市教委→Ａ母	・「中間報告」日程確認の連絡
11 月 26 日	Ａ母→市教委	・「中間報告」会場確認の連絡
12 月 13 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
12 月 20 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
令和４年 ５月 25 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
５月 27 日	Ａ母→市教委	調査委員宛の「封書」についての連絡
６月６日	市教委→Ａ母	調査委員宛の「封書」についての連絡
６月 20 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
７月 14 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、報告会の場所を連絡
８月 29 日	Ａ母→市教委	調査委員宛の「封書」についての連絡
９月 16 日	市教委→Ａ母	調査委員宛の「封書」についての連絡
９月 27 日	市教委→Ａ母	区・教育担当がＡ母に、報告会の場所を連絡
10 月 25 日	Ａ母→市教委	「調査報告書」閲覧についての連絡
10 月 26 日	市教委→Ａ母	「調査報告書」閲覧についての連絡
10 月 27 日	市教委→Ａ母	「調査報告書」閲覧についての連絡
10 月 28 日	Ａ母→市教委	「調査報告書」閲覧についての連絡
11 月５日	Ａ両親→市教委	Ａ両親が区役所に来所。「調査報告書」閲覧
11 月７日	Ａ母→市教委	「調査報告書」閲覧についての連絡
１１月８日	市教委→Ａ母	「調査報告書」閲覧についての連絡
11 月 12 日	Ａ母→市教委	Ａ母、Ａ叔母が区役所に来所。「調査報告書」閲覧
12 月 16 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
令和５年 ４月 14 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参
７月 18 日	Ａ母→市教委	Ａ母が区役所に来所。調査委員宛の「封書」１通を持参

第２　重大事態発生後の当該校の対応

１　発生直後の当該校の対応

校長は、本事案発生の翌日に、Ａ両親から、本事案の原因究明と、生徒に話をする場合には「何があったのか正しく伝えてほしい」と依頼を受けた。

全生徒への本事案の伝え方や教育相談の進め方について、Ａ両親と確認を取りながら対応することにした。

それと同時に心理の専門家へ今後の当該校の対応を相談した。そこで、当該校の教育活動は通常どおり行っていくことが生徒の心のケアにつながり、本事案による学校行事等の中止等の対応はかえって生徒たちの心の成長に過度の負担がかかってしまう旨の様々な助言がなされた。

それを受け、当該校は、全生徒の状況を見守りながら、極力普段どおりの教育活動を行うように努めた。

また、本事案によりショックを受けている生徒のケアとして、平成３１年４月２５日から令和元年５月１４日まで臨時にスクールカウンセラーを配置した。

２　生徒への聞き取り

Ａの自死後、Ａ母は、当該校に対し、本事案の関係生徒への聞き取りを依頼した。その際、Ａ母は、Ａ姉又は担任が関係生徒の聞き取りを行うことを希望した。

しかし、当該校は学年全生徒の心のケアを考えて各クラス担任が教育相談を行うことを決め、その中でこれまでのＡとの関わりやＡの様子の変化についての確認をすることとした。

聞き取りの実施時期は、大型連休後の体育祭を終えた５月１４日から１７日までの間に行った。

全員からの聞き取りを予定していたが、各担任の予定に合わせて教育相談を行ったために、期間内に教育相談ができなかった生徒がいた。

３　Ａ保護者への報告

５月１７日、当該校はＡ両親に教育相談の様子を報告し、「Ａ保護者からお聞きした話以外のことは聞き取れなかった」、「いじめという事実はなかった」と伝えた。

校長は、生徒の聞き取りを行う前から、いじめが原因でＡが亡くなったものではないと考えていた。

校長は、学年の生徒全員の聞き取りを終えたと思い込んでいたが、後からＡとは別のクラスの生徒８人の聞き取りが終わっていなかったことが判明した。

Ａ両親からは、聞き取り方法の不備や当該校の対応への不満が告げられた。

５月以降もＡ両親からの訴えや今後の対応の相談等は継続して行われたが、学校はこれまでの調査内容以上の事実はなかったとして組織的な調査を行うことはなかった。

当該校は、市教委が調査を行うことをＡ両親に伝え、その後の対応については区・教育担当が引き継ぐこととなった。

４　保護者・生徒への説明

校長は、保護者会の開催を希望する保護者がいることは認識していたが、どういう形になるのかが分かっていない段階では説明しようがないと思っていた。

また、保護者会を行うとしても、学校単独ではなく、市教委と共催を考えていた。

担任は、Ａが自死で亡くなったという事実については、Ａ両親から生徒に伝えられていたため、それ以上のことを学校から生徒に説明することはしなかった。校長からの指示もなかった。

５　卒業式への配慮

校長は、Ａ母が学校を訪れてＢに詰め寄るという出来事があったため、Ａ両親を卒業式に呼ぶことはできないと考えた。

担任は、Ａ両親が卒業式に参列しても良いと考えていたが、最終的には校長・当該校の判断に従った。

その結果、当該校からＡ両親へ、卒業式の案内を出すことはなかった。

Ａ両親に対し、卒業アルバムにＡの写真を載せることの相談はしたが、卒業式でＡを呼名するかどうかや、卒業証書や卒業アルバムを渡すかどうかの相談もしなかった。

当該校は、卒業式が終わった後にＡ両親へ連絡をして、卒業アルバムのみを渡した。後日、卒業証書を渡した。

第３　重大事態発生後の当該校の対応の考察

１　当該校の初期対応の問題

⑴　保護者への誤った報告

校長は、５月１７日、Ａ両親に対し、「生徒全員の聞き取りを行ったが、いじめという事実はなかった」という旨の報告をしている。

しかし、第５章で事実認定したとおり、Ｂを含む複数の生徒によるＡへのいじめが認められるのであって、いじめはなかったという報告は結果として誤りである。

また、５月１７日の時点では、事実として生徒全員の聞き取りは行われ

ていなかったのであるから、生徒全員の聞き取りを行ったという報告は明確に誤りである。

⑵　いじめがないとの判断が早すぎること

そもそも、当該校は、Ａの自死から、大型連休等の休日を除けば２週間程度で、いじめはないとの判断を下している。

このような当該校の判断は、文部科学省の策定する「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に明らかに反する。

ガイドラインでは、学校の設置者や学校には、いじめを受けた生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解して対応に当たることが求められており、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないことが重要であると明確に指摘されている。

本事案では、学校は約２週間で「いじめはなかった」との判断を下しているところ、このような短期間で詳細な調査などできるはずもない。仮に、いじめの事実が確認できなかったとしても、それは、調査が不十分であるから当然である。

それどころか、本事案においては、短期間の調査においても、ＢがＡにちょっかいをかけていたという事実、すなわち、いじめの疑いがある事実は確認できていたのである。

しかも、校長は、生徒への聞き取りの前からＡの自死はいじめが原因ではないと思っていたとのことであり、このような当該校の姿勢には大きな問題がある。

⑶　生徒からの聞き取りの軽視

各担任が行った生徒に対する聞き取りの主な目的は、Ａ両親の訴えに基づいたＡへのいじめの有無や事実関係の調査である。

そのため、各担任の聞き取り状況や結果について、各担任から報告を受けてその情報を一つに集約し、校長をはじめ学校全体で把握することが必要である。

校長は、各担任から適時に報告を受ければ、生徒全員の聞き取りが終わっていないことはすぐに把握することができたのである。

校長が、「生徒全員の聞き取りを終えたと思い込んでいた」ということ自体から、５月１７日の時点で、校長が各担任から聞き取りの報告を受けていない、または、報告が不十分な状態で、当該校として「いじめはない」と判断したことは明らかである。

これは、生徒からの聞き取りを軽視するばかりか、ひいては、いじめの

事実関係の調査自体を軽視するものであり、大きな問題がある。

なお、情報共有が不十分な状態のうちに報告をしてしまったことには、当該校において、日頃から情報共有・集約の仕組みが定まっていなかったことも、原因の一つとして考えられる。

⑷　校長や教員の思い込み・認識の誤り

校長が、各担任からの聞き取り内容の共有を待たず、短期間のうちに、「いじめはなかった」との判断・報告をしてしまったことには、他の教員と同じく、校長にも「思い込み」があったことが根底にあると思われる。

校長は、当該校は「良い学校・良い生徒である」からいじめは存在せず、Ａの自死はいじめが原因ではないと当初から考えていた。

また、校長は、本委員会の聞き取りにおいて、ＢはＡ以外の他の子にもちょっかいを出すという特徴がある、殴ったりしていたわけではない、特定の子にいじめをしていたわけではない、ＡもＢに言い返していた、ちょっかいの範ちゅうであるなどと発言した。

ＢがＡにちょっかいを出していたという事実は２週間の調査期間においても確認できていたのであるから、校長に「からかい行為でもいじめに該当し得る」という正しい認識さえあれば、「いじめの事実は確認できなかった」という報告に至るはずがない。

⑸　当該校の認識・意識の問題

校長や教員らは、「Ａが自死する原因となるいじめは、殴る蹴るといった酷いいじめに違いない」、「Ａが殴る蹴るといった酷いいじめを受けていたことはないから、Ａの自死はいじめが原因なはずない」などと考えてしまってはいなかっただろうか。

本事案の発生時はいじめ防止対策推進法施行後約６年であったにもかかわらず、当該校において「いじめ」の定義や意義が定着していなかったこと、小さな出来事が積み重なって自死に至ることもあると全く意識できていなかったこと、同法及びガイドラインに沿った適切な調査や保護者対応ができなかったことは、誠に遺憾である。

２　Ａ保護者との信頼関係を構築できなかったこと

⑴　当該校の初期対応

本事案では、当該校が短期間で「いじめはない」と判断し、Ａ両親に報告がなされている。

このような早まった報告を受けたＡ両親は、「学校がいじめの事実を隠ぺいしようとしている」等の疑いを持ち、当該校に対する不信感を強めることになった。

しかも、生徒全員の聞き取りを終えていない状態での報告であったことが後日に判明したことで、当該校はＡ両親からの信頼を完全に失い、Ａ両親側との関係が急激に悪化した。

⑵　自死事案における当該校の対応

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、特に自死事案の場合、学校に対して、子を亡くしたという御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること、根気良く信頼関係の構築に努め、保護者に寄り添いながら調査を進めることを求めている。

学校は、遺族の「学校で何があったかを知りたい」という切なる思いや、子を亡くした親としてのやりきれない気持ちに寄り添った対応をしなければならない。

遺族からいじめの訴えがあった場合には、学校は安易にいじめがなかったという結論を出すことなく、慎重・詳細な調査をすることが求められている。

十分な調査をすることなく、「いじめがなかった」と結論を出すことは絶対に許されない。

⑶　当該校の不適切な初期対応が招いた結果

本事案における学校側の初期対応は、すでに検証したとおり、いじめ防止対策推進法及びガイドラインに反するもので、Ａ両親の心情に寄り添った対応とは到底評価できない。

このような当該校の不適切な初期対応によって、Ａ両親と当該校の信頼関係が構築されるどころか、信頼関係が破壊されてしまい、当該校側もＡ両親に連絡を取りづらい状態になってしまった。

そのため、Ａ両親は、時間の経過に伴い、「Ａを忘れられてしまうのではないか」、「いじめの事実が隠ぺいされてしまうのではないか」というような当該校への不信・不安・不満を、ますます強めることになった。

その結果、Ａ母が学校へ赴いてＢに接触する事態や、これを受けて、当該校がＡ両親を卒業式から排除するといった最悪の事態に繋がってしまったものと思われる。

３　保護者説明会の必要性

⑴　保護者説明会の不開催

上記のとおり、当該校の不適切な初期対応により、Ａ両親と当該校の信頼関係が破壊されてしまったのであるが、その後の時間の経過により、Ａ両親と当該校の溝がさらに深くなってしまった原因の一つには、「保護者説明会が開催されなかったこと」が考えられる。

本事案においては、Ａ両親や他の保護者が要望しても、当該校は保護者説明会を開催しなかった。

⑵　当該生徒やその保護者への説明の必要性

そもそも、当該校や市教委の調査によって明らかとなったいじめの事実関係や経過報告について、適時・適切な方法により、当該生徒やその保護者に情報提供をする必要があることは、いじめ防止対策推進法でも求められていることである。

本事案においても、その報告内容はさておくとして、当該校や市教委からＡ両親に対する報告は複数回行われたようである。

⑶　他の保護者への説明の必要性

他方で、当該生徒やその保護者だけでなく、他の保護者に対する情報提供の必要性も考える必要がある。

子と同じ学年・クラスの生徒がいじめの被害に遭っていたとの疑いがある場合に、他の保護者がその事実関係を知りたいと考えることは自然であるし、特に自死事案においては、生徒に与える精神的影響も大きく、保護者にとっても重大な関心事項である。

いじめの調査においては、当該生徒の周辺の生徒から聞き取りを行う必要性は高く、その際には、未成年である生徒の保護者の理解や協力が重要になる。

そして、保護者に調査への協力を求めるにあたっては、その協力の素地として、適時・適切な情報提供が不可欠である。

学校から何も事情を知らされていない保護者に、「いじめの調査をするから協力してほしい」などと依頼しても、積極的な協力は期待できないであろう。

⑷　保護者説明会を開催しないことの弊害

他の保護者のニーズがあるにもかかわらず、学校主導の保護者説明会が開催されない場合、事情を知りたい保護者は、当該生徒の保護者から直接、あるいは、他の保護者や子から伝え聞く方法で情報を得ることになる。

もっとも、このような人づての情報は、正確性に乏しかったり、話し手の意見や推測が混じっていたり、次第に変容するおそれがある。

特に自死事案においては、他の保護者の関心が高いのに対して、当該生徒の保護者に直接事情を聞くことははばかられることもあり、遺族にとって、あることないことを勝手に言われるリスクは高い。

また、当該生徒の保護者だけでなく、全ての関係者にとって、いじめの重大事態というデリケートな出来事についての不正確な情報が学校内外で広まることは望ましいものでない。

⑸　保護者説明会の効果

憶測やあらぬ噂が流れてしまう恐れを回避するためにも、当該生徒の保護者が保護者説明会の開催を希望することは、もっともな心情である。

いじめの重大事態が発生した場合には、適切な時期に学校が保護者説明会を開催し、全ての保護者に同時に同内容の説明をすることで、情報の格差や不正確な情報が広まることを防ぐことが期待できる。

学校が一丸となっていじめ問題に組織的に取り組んでいることや、いじめを絶対に許さないという学校の姿勢を見せることにもなり、学校と保護者との信頼関係の構築にもつながり得る。

また、保護者説明会の開催時期について、「いじめの全容が分かっていないからまだ開催できない」として、いつまでも保護者説明会を開催しないことは、結局、憶測やあらぬ噂が広がることになり、当該生徒の保護者だけでなく、他の保護者の信用をも失う行為であり、悪手である。

基本調査が一区切りしてある程度の事情が把握できた頃に、保護者説明会を一旦開催し、現時点で分かっている事情、分かっていない事情、今後予定している調査、協力をお願いする事項等について、個人情報に配慮しつつ適切に情報提供をすることが望ましい。「分からないことを分からないと伝える」ことも大切である。

もちろん、保護者説明会の開催には、当該生徒やその保護者の意向に十分に配慮する必要がある。当該生徒やその保護者が、全ての保護者・生徒にいじめの事実を知られたくない、大げさにしたくない等の意向を持っている場合には、保護者説明会を開催しない選択や、別の手段の検討をする必要があるだろう。

⑹　本事案における保護者説明会の要否

本事案においては、Ａ両親だけでなく他の複数の保護者が、保護者説明会の開催を希望していたのであるから、学校として保護者説明会の場を設ける必要があった。

この点、当該校は、Ａ両親と学校との間に信頼関係が全くない状態で保護者説明会を開催すれば、Ａ両親や一部の保護者から質問攻めにあったり、会が紛糾する恐れがあると判断して、保護者説明会を開催しなかったものと思われる。

もっとも、結果的には、当該校が保護者説明会を開催しないことで、Ａ両親や一部の保護者からいじめの隠ぺいを疑われ、ますます学校への不信感を募らせることになってしまった。

本委員会が調査した資料等によれば、重大事態の発生から半年が経った令和元年１１月初め頃には、教職員や関係生徒の聞き取りなどの基本調査

が概ね終了し、ある程度の事情を把握することができたものと思われる。

したがって、当該校は、遅くとも令和元年のうちには、保護者説明会を開催するべきであったものと思われる。

４　自死事案における卒業式への配慮

⑴　卒業式への配慮が無かったこと

本事案では、令和元年１１月１２日にＡ母がＢに接触するという事態を受け、当該校としてＡ両親を卒業式には出席させないという判断をしたことから、当該校がＡ両親に卒業式前に連絡を取らないようになり、結果として、Ａ両親への配慮を欠いた卒業式となってしまった。

⑵　自死事案における卒業式への配慮

自死事案の場合、学校は遺族の気持ちに寄り添うことが何よりも重要であって、特に当該生徒が卒業を控える学年であった場合、遺族の卒業式にかける思いには丁寧な配慮が必要である。卒業式は、遺族にとっても、最後の学校のイベントとなる。

遺族の思いには様々なものが考えられ、「わが子が生活した思い入れのある学校だから、子が一緒に卒業をするように配慮をしてほしい。」と願う遺族もいれば、「わが子がいじめを受け辛い時間を過ごした学校には、子の痕跡を一切残したくない。」と願う遺族もいるであろう。

そのため、学校が真に遺族に寄り添った対応をするためには、第一に、遺族への聞き取りが重要となる。

遺族が卒業式に出席を希望するか、当該生徒の席を用意するか、担任が呼名をするか、卒業アルバムへ写真を掲載するか、卒業証書や卒業アルバムを用意するか、その受け渡しの方法はどうするか等について、遺族の意向を丁寧に聞き取ることが必要になる。

もちろん、様々な事情や他との調整から、遺族の全ての希望に沿うことが難しいこともあるだろう。その場合にも、遺族に事情を説明して理解を求め、他の代替手段を提案・検討するなど、できる限りの配慮をするべきである。

⑶　本事案における卒業式の問題

本事案においては、Ａ両親がＢに再び接触するなどの事態が発生しないように、Ａ両親を卒業式に呼ばないとの判断がなされたようである。

そもそも、Ａ母がＢに接触するという事態が発生した背景には、当該校が不適切な初期対応を取り、保護者説明会を開催しようとしなかったことで、Ａ両親が当該校を信用できず、いじめの隠ぺいの疑いを抱かせてしまい、精神的に追い詰められてしまっていたことが原因と思われる。

その上で、当該校が他の生徒の安全等から、Ａ両親を卒業式に呼ぶことはできないと判断したとしても、Ａ両親に卒業式への配慮をしなくていい免罪符にはならない。

本事案では、担任がＡ両親に事前に連絡を取り、卒業アルバムにＡの写真を掲載した。

しかし、それ以降、当該校は卒業式が終わるまでＡ両親と連絡を取ろうとせず、Ａの席の用意や呼名などといった卒業式への要望を聞き取ることはしなかった。

その結果、Ａ両親は、後から卒業式でＡの席やＡの呼名がなかったことを知り、悲しい気持ちになった。また、Ａ両親が卒業式の後に連絡を受けて当該校へ行くと、袋に入れられていない状態の卒業アルバムを渡され、卒業証書は用意されていない等、配慮が感じられないと憤りを覚えた。

本事案における卒業式は、Ａ両親へ要望を聞き取ることをしなかった結果、Ａ両親の心情を害するものになってしまっており、Ａへの配慮を怠った不適切なものと言わざるを得ない。

第４　市教委の対応

１　初期対応

区・教育担当は、本事案が発生した当日に一報を受けた後、翌日の平成３１年４月２６日に、子どもの自死が起きたときの背景調査の指針に基づいて当該校を訪問し、Ａの学校生活等の状況や関係教諭からの聞き取り等、基本調査を開始した。

それと同時に、教育相談センター指導主事をはじめ、スクールカウンセラーを配置して在校生の心のケアに努めた。当該校は早期に学年全生徒の教育相談を行うことを決め、本事案が起きた背景についての調査を行った。その結果は区・教育担当へ報告され、当該校の対応を把握した。

Ａに対するいじめの事実確認は、当該校が事案発生後に学年生徒の教育相談を行い、Ａ両親に対して報告をした。その報告内容が不十分としてＡ両親と当該校の関係は悪化し、同年５月１７日以降は、区・教育担当とＡ両親、Ａ叔母が面談するようになった。

２　学校に代わり市教委が連絡を取るようになってからの対応

令和元年５月２４日に区・教育担当がＡ家庭を訪問した際には、教員や生徒からの今後の聞き取りは、当該校ではなく市教委が行うように依頼された。

このとき、校長とＡ両親のいじめに対する考え方の違いがあるため、再発防止の観点を忘れずに中立の立場で双方の話を聞いて、事実確認を進めることとした。

区・教育担当は、Ａ両親の連絡や要望を受け、『学校いじめ防止基本方針』に基づいた対応であるかどうかを検証するために同年６月１２日から再度教職員からの聞き取り調査を実施した。

同年７月２３日には重大ないじめが発生していた可能性があるという認識をもち、基本調査の内容と教職員からの聞き取り内容を、市教委内で確認した。

３　市教委による聞き取りの報告

その後、区・教育担当は、Ａ両親が要望していた関係生徒３人からの聞き取りを実施し、その聞き取り内容を同年１０月２５日に報告会を設定して、Ａ両親、Ａ叔母に報告した。

しかし、この報告内容にＡ両親、Ａ叔母は納得せず、関係生徒への厳しい指導と関係生徒からの謝罪を強く求めた。

区・教育担当は、これまでの調査の中で関係生徒が関わったという具体的な事実を確認することができなかったため、関係生徒への厳しい指導と関係生徒に謝罪をさせることはできないことを伝えた。

４　本委員会への諮問に至る経緯

区・教育担当は、Ａの自死の原因究明の基本調査終了後、Ａ両親の訴えに基づきいじめ事案であることを認識して調査を進め、随時調査内容をＡ両親に報告した。

１１月１日に詳細調査へ移行し、当該校、市教委の調査内容を再度精査することにした。

そうしたところ、１１月１２日にＡ母が当該校を訪れ、Ｂに対し、Ａのリストカット写真を見せるという出来事があった。

市教委は、１１月１５日、Ａ母、Ａ叔母らと話し合いの場をもち、今後のＢの安全が確認されるまで、本委員会への諮問については見送ることを伝え、Ａ両親からの回答を待った。

Ａ両親から回答が得られなかったため、令和２年１月に協議を断念し、本委員会における詳細調査へと移行することになった。

２月１２日、区・教育担当は、教育委員会にて本委員会への諮問承認を受け、２月１４日に本委員会へ諮問し、本事案の事実解明と同様の事案が起きないよう再発防止を図ることとした。

第５　市教委の対応の考察

１　市教委の対応の問題点

市教委は、本事案発生当日に学校から報告を受け、その後は当該校と密に連絡を取り、適宜情報の提供を受け、Ａ両親への対応のアドバイス等を行っ

ていた。

また、令和元年５月１７日以降は、当該校に代わって市教委が窓口となり、Ａ両親とやり取りをしていたことからしても、上記第８章の第３に挙げた学校の対応の問題点は、市教委にも当てはまる。

すなわち、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義の意義の理解、組織的対応やＡ両親への配慮等については、当該校において不十分であったのと同時に、市教委においても不十分で、当該校への周知徹底が不十分であったものと考えられる。

２　市教委によるいじめの判断

⑴　市教委には、第三者的・客観的な立場から、学校をサポートし、時には学校の認識を正すことが求められている。

当該校に「いじめはない」という思い込みがあり、たとえ重大事態の発生直後に「いじめはない」というような報告を受けたとしても、市教委は当該校からの報告をうのみにすることなく、フラットな立場で当該校をサポートすることが期待される。

⑵　本事案における市教委の行動

この点、市教委の担当者は、本事案の発生直後に教員から聞き取りを行って作成したメモに、当該校とは関係のない、Ａの家庭環境に関する部分を太文字で記載している。

また、担当者は、当該校が生徒の聞き取りを開始すらしていない同年５月１３日の時点で、「本事案は現時点ではいじめによるものには当たらないという理解」と教育長へ報告している。

この２点の事情からしても、メモの作成者が当該校の報告を受けて、「本事案は学校でのいじめが原因ではない」との思い込みを持ったこと、当該校の「いじめが原因ではない」との報告をうのみにして、「本事案は現時点ではいじめによるものには当たらない見解」と教育長に報告したと考えざるを得ない。

３　本委員会への諮問の遅さ

本事案において、重大事態調査開始の諮問がなされたのは、Ａの所属していた当該学年が卒業する直前の令和２年２月１４日である。

しかし、実際に重大事態調査を開始するかどうかはさておくとして、本事案がいじめの重大事態調査の対象となりうることは、自死という重大事態の発生の直後から明らかであった。

そして、Ａ保護者はいじめを訴えていたのであり、令和元年５月１７日には、Ａ両親が当該校の報告に納得していないという態度が示され、その後は市教委がＡ両親と直接やり取りを行うようになっていたことからしても、遅

くとも夏頃には、重大事態調査開始の諮問を行うことは可能であったと思われる。

一般論として、受験や卒業を控える学年で発生した事案は、特に調査の時間に余裕がなく、学校の卒業後は生徒に聞き取りを行うことも困難となるから、より速やかに重大事態調査を開始することが求められる。

また、結果論ではあるが、重大事態調査の開始が早ければ、Ａ両親がいじめの隠ぺいなどの当該校への不信感を募らせることもなく、Ａ母がＢに詰め寄るというような事態も防げたのではないだろうか。

第９章　提言

この章の記述は、特に示した場合を除き、本事案の生徒Ａ～Ｅに当てはまるとは限らないので、一般的な「当該児童生徒側」「関係児童生徒側」との文言を用い、その場合の「学校」「担任」は本事案での当該校、担任を意味するものでもない。

第１　リストカットや自殺企図の捉え方

１　リストカットの危険性

⑴　リストカットの位置づけ

ア　リストカットを自殺行為と考えるかどうか、精神医学界でも見解が一致していない。

古くは 1960 年代に、精神的緊張の緩和を目的に行われるリストカットは「軽微な自傷」症候群（delicate self-cutting syndrome）と名付けられた。1970 年代には手首自傷症候群（wrist-cutting syndrome）と呼ばれ、リストカットには、死んだような感覚から抜け出す機能があることが指摘された。今でも精神科医の中には、リストカットに反自殺的意図を見出そうとする考え方がある。

日本も含め世界的に使用されているアメリカ精神医学会の診断分類の最新版（DSM-5、2013 年）で、研究用診断分類案のセクションに「非自殺性自傷（non-suicidal self-injury)」の項が新設されたが、リストカットはそこに含まれる。その解説文には、否定的な感情・認知や対人関係上の困難を一過性に緩和したり、解消する機能があると記されている。

イ　一方で、リストカットをする人たちのその後の自殺率の高さに着目し、反自殺的意図や非自殺性という表現が自殺リスクの過小評価につながるとの懸念を表明する声も精神医学界には存在する。

実際、非自殺性自傷を呈する人の 70%が自殺企図の生涯経験を持つという研究結果を始め、非自殺性自傷者と自殺企図者とを明確に区別することは困難であることを示す研究は少なくない（松本俊彦、2021）。

反自殺的意図や非自殺性という観点は、リストカットなどの自傷行為を厄介者扱いせず、治療的にプラスに働くよう取り扱うものであることを治療者に知らしめることを目的とする。

⑵　リストカットなどの自傷行為に関する正しい理解

ア　専門的に言えば、リストカットなどの自傷行為に関する正しい理解は次のようになる。

・精神的緊張や苦痛を緩和するという意味で、短期的には反自殺的（自殺に対して保護的）に作用するが、本質的には一時しのぎの不適切な対処行動であり、長期的には自殺リスクを高める。

・自傷行為の背景には辛さが存在するはずであり、そこに着目して援助することが必要である。

・自殺リスクの評価のためには、自傷行為者に自殺念慮を尋ね、その危険度を評価することが重要である。

イ　以上のような、自傷行為に関する正しい理解について、一般の人の中には、一部だけが理解されたり、曲解されたりしている可能性は否めない。

例えば、本事案の養護教諭が受講した２０１９年1月２７日の川崎いのちの電話公開講座『もしも「死にたい」と言われたら』（講師：元国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　自殺予防総合対策センター副センター長　松本俊彦氏）の講演録（作成：川崎いのちの電話）の章立て見出しの１つには、「リストカットは生きるため」とある。

これは、上記に述べた短期的な自殺保護作用を指すものだが、そこだけを捉えられてしまうと、リストカットの軽視につながりかねない。

実際に、同じ講演録の中の章立て見出しには、「「聞くこと」と「質問すること」」、「「死にたい」と言える関係が大事」などがあり、辛さに傾聴し、支援することの重要性が述べられているのだが、ここと併せて理解しないと、ただ、リストカットは危険ではないとの誤った認識を持ってしまうことになる。

⑶　自殺企図について

ア　自殺企図とは、自殺の意図を持って行う自殺行動に加え、本人の自殺の意図が不明確であったとしても致死性の高い行為を自ら行うことを指し、自殺未遂とほぼ同義である。精神医学において、自殺企図は、既知の自殺リスク要因の中で最も強力なリスク因子であることが広く

知られている。自殺企図者のその後の自殺率は非常に高く、27.5％と算出されている（米国精神医学会治療ガイドラインコンペンディアム、医学書院、2006 年)。

また、自殺企図が繰り返される場合、その手段の致死性が高まるにつれ、自殺既遂の危険性が高まっていく。

イ　リストカットを自殺企図ととらえるかどうかは精神医学界でも意見が一致していないことは前述のとおりであるが、自殺企図者と明確に区別することはできないという研究結果もある。

もっとも、自殺リスクを広くとらえることは、自殺予防にとって有益であることから、リストカットがその後の自殺リスクを高めることを知っておくことが重要である。

これは、いじめ防止対策推進法がいじめを広くとらえることで重大事態の発生を防ごうとするのと、同じ趣旨・目的である。

ウ　本事案では、Ａがリストカットを繰り返した後、自死の１週間前（４月１９日頃）には、自らタオルを首に巻いて絞めるという自殺企図を行っている。

これは、リストカットという致死性の低い手段から、縊首（いしゅ。首を圧迫すること）という極めて致死性の高い手段に移行している。

そして、その自殺企図は、Ａ両親や担任ら教員が把握していたが、残念ながら４月２５日、縊首による自殺既遂に至った。

２　生徒のリストカットを発見したり、自殺企図を行った際に必要な対応

すでに述べたとおり、リストカットの自殺リスクは、反自殺性が強調されるあまり過小評価されたり、あるいは、「そっとしておくのがよい」、「あたたかく見守っておけばよい」などと曲解されている可能性がある。

リストカットに対する正しい対応は、その行為の背景にある辛さを聞き出すべく傾聴し、問題解決に向けて援助することである。

同時に、希死念慮や自殺念慮を尋ね、自殺リスクを評価し、希死念慮を認める際には精神医療につなげることを考える必要がある。

また、リストカットから縊頚に手段が移っていることは、自殺リスクの高まりを示唆し、その危険性は専門的知見がなくとも認識することが可能である。

学校は、生徒が自殺企図を行ったと認識した場合には、ただ漫然と「見守る」のではなく、家庭とも協力しつつ、その生徒の辛さを知ることに努め、傾聴し、寄り添うべきである。

そして、養護教諭を中心に、自殺リスクの適切な評価を行い、決して遅

れることのないよう、精神医療に繋げることも積極的に検討すべきである。

第２　自死の徴候を看過させるもの

自死の徴候がありながらこれを看過した本件を痛切な経験とし、同様の事態の再発を防止すべく、自死の徴候を看過させるものとして、上記第１での指摘を含め以下まとめて指摘しておく。

①リストカットの軽視（短期的な自殺保護機能だけでとらえてしまうこと）

②自己肯定感が低く[redacted]生徒におけるネガティブイベントを、教員自らの基準で大したことはないと判断してしまうこと

③特異な行動、行動の変化等に直面しても、個々の教員において「見守り」をしてしまい、情報の共有がなされないこと

④専門家ではない保護者に対し、当該生徒への適切な措置、治療を期待してしまうこと

そして、上記①～④の背景として、次のような思い込みがみられることを指摘しておく。

・当該生徒はこんな生徒（これが平常）であるとの思い込み
・当該生徒から深刻な訴えがないから深刻な傷つきはないとの思い込み
・当該校が良い学校・当該校の生徒が良い生徒であるとの思い込み、
・当該校にいじめはないとの思い込み
・当該校内において、教員相互の間で、生徒との間で、保護者との間で情報は共有されているとの思い込み
・問題は学校にはなく、家庭にあるとの思い込み
・このぐらいのことは家庭が行うだろうという思い込み

教員はこうした点を意識する必要がある。

第３　指針等を踏まえた対応－子どもの生命を守る第一歩

１　最高の価値

子どもの生命は、最高の価値を有することを改めて確認すべきである。

川崎市子どもの権利に関する条例（平成１２年川崎市条例第７２号）も、具体的権利として冒頭に「安心して生きる権利」（第１０条）を挙げ、その第一として「命が守られ、尊重されること」を挙げている。

子どもの生命が失われることは、教育の目的を完全かつ不可逆的に消滅させるものであり、これを防ぐことは教育の基盤である。

事故自死を問わず、子どもの生命が失われた場合、安易にやむをえなかったなどと判断せずに、生命が失われることを防ぐためにできることは何だったのかを考えるべきである。

２　指針等を踏まえること

自死を含んだ「いじめ」対応に際しては、まずは次の文部科学省の指針等を踏まえるべきである。

・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成２２年３月）
・教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成２１年３月）
・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）

もちろん「いじめ」事案は様々であり、指針等どおりに対応すれば足りるというものではないけれども、だからといって、主観的場当たり的な判断で対応してよいわけではない。

文部科学省の指針等は、痛切な経験の集積から導かれたものであり、学校、教育委員会は同種の過ちを繰り返さないよう、まずはここから学ぶべきである。

３　直ちに調査に入る必要性

事実を把握し、生命が失われることを防ぐためにできることは何だったのかを考えるためには、上記指針等に示されているとおり、直ちに調査に入る必要がある。

調査もしない間に、自死の原因を学校以外に求めるようなことは、あってはならない。

４　研修

子どもの生命は最高の価値を有し、子どもの生命が失われることは教育の目的を完全かつ不可逆的に消滅させるものであることからすれば、学校事故と並んで自死、とりわけ文部科学省の指針等に関する研修は優先されるべきである。

もっとも、単に指針等を読んだだけでは、その意義の理解は困難であろう。

指針等の理解のないまま、主観的判断で慎重な対応を行うなどすると、過ちの原因となりうる。

当報告書等実例の記録を用い、同様の状況で何をなすべきかを考えるなど、研修方法を工夫すべきである。

以　上

川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員名簿

（敬称略）

専門分野	所属等	氏名
教育	横浜国立大学名誉教授	岡田　守弘
医療	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所　所長	張　　賢徳
教育	相模女子大学教授	橋本　和幸
法律	弁護士（神奈川県弁護士会）	小池　拓也
法律	弁護士（神奈川県弁護士会）	田邊　麻耶